



坂戸市地域福祉計画(第3期)・

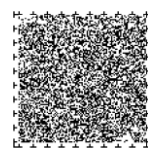
坂戸市社会福祉協議会

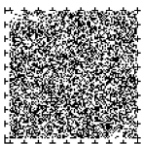
地域福祉活動計画(第3期)

令和2(2020)年度～令和6(2024)年度



坂戸市・坂戸市社会福祉協議会





はじめに

令和の時代を迎えた今日、単身世帯の増加や地域との関わりが希薄になる中で、地域住民の抱える生活課題も複雑化し、住民ニーズも多様化しております。

また、本市は令和元年10月に「令和元年東日本台風」という未曾有の自然災害によって甚大な被害を受けましたが、多くのボランティアの方の支援をはじめ、全国の方々や企業・団体から支援物資や義援金、激励のお言葉をいただき、人と人との結びつきによる支援の輪の大切さを実感いたしました。

しかしながら、「公助」による防災体制の課題のほか、地域住民同士による「共助」の在り方等、新たな課題も浮き彫りとなりました。

本市では、平成22年度に「みんなが主役 だれもが幸せに暮らせる 支え合いのまち さかど」を基本理念に掲げ、「坂戸市地域福祉計画」を策定し、市民の皆様のご協力をいただきながら、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

続いて、平成27年度からの第2期計画では、市と社会福祉協議会が連携し、市の地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉活動計画を一体的に策定し、より一層の地域福祉の推進に努めてまいりました。

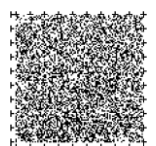
今回、これまでの成果や課題、様々な社会問題を踏まえ、第1期計画からの基本理念を踏襲するとともに、引き続き市と社会福祉協議会との連携を軸とする「坂戸市地域福祉計画（第3期）・坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画（第3期）」を策定いたしました。

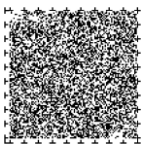
今後におきましても、市と社会福祉協議会は、市民の皆様をはじめ、各関係機関と協働し、本計画に基づいて基本理念の実現に尽力してまいりますので、一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、坂戸市地域福祉計画審議会委員の皆様をはじめ、貴重な御意見や御提言をいただきました関係者の皆様に深く感謝申し上げます。

令和2年3月

坂戸市長 石川 清





はじめに

近年、少子高齢化や核家族化の急速な進行、地域コミュニティの希薄化、虐待、経済情勢や雇用環境等に由来した貧困問題等、地域社会を取り巻く環境は大きく変化し続けており、現在の福祉に関する制度では問題の十分な解決が困難となるケースが増してきております。

国は、このような状況に対応するため、「地域共生社会」の実現に向けた工程を掲げ、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指しております。

坂戸市社会福祉協議会においても、老若男女誰もが自分らしく生きることができ、住み慣れた地域で健康に暮らすことができる社会、そして、困っている人がいれば住民同士が手を差し伸べることができる社会の実現を目指して活動しております。

この活動の指針となる基本の計画として、坂戸市社会福祉協議会では、平成23年に「坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を策定し、平成27年には坂戸市が策定する「坂戸市地域福祉計画（第2期）」と一体となった「坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画（第2期）」を策定しました。

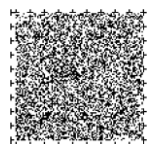
この「坂戸市地域福祉計画（第3期）・坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画（第3期）」は、これまでの計画を継承しつつ、地域で新たに顕在化・深刻化しつつある問題に対して取り組むべき具体的な活動内容について策定した計画となっています。

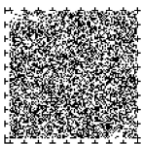
今後の計画実現に向け、市民や各種団体・関係機関等との連携・協働により、各種事業に取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見と御協力を賜りました地域福祉活動計画策定・推進委員会委員の皆様をはじめ、アンケートや市民コメントに御協力や御提言をいただきました市民の皆様に、深く感謝とお礼を申し上げます。

令和2年3月

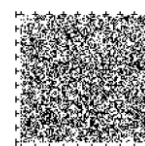
坂戸市社会福祉協議会会長 新井 勇



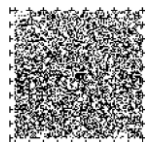


目次

第1章 計画の策定にあたって	3
1. 計画策定の趣旨	3
2. 地域福祉計画の位置付け	4
(1) 社会福祉法による位置付け	4
(2) 地域福祉計画と関連計画との関わり	5
3. 社会福祉協議会における地域福祉活動計画の位置付け	6
(1) 社会福祉法による位置付け	6
(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画との関わり	7
4. 計画期間	8
第2章 本市をとりまく地域福祉の現状	11
1. 統計データからみる坂戸市の現状	11
(1) 社会構造の変化	11
(2) 高齢者の状況	14
(3) 障害者の状況	16
(4) 児童の状況	17
(5) 外国人住民の推移	19
(6) 生活に困難を抱えた人の状況	20
(7) 地域コミュニティの状況	22
(8) 自殺の状況	26
2. 市民アンケート調査	29
(1) 目的	29
(2) 調査期間・対象者と方法	29
(3) 回答の状況	29
(4) 主な回答結果	30
3. 地区別懇談会（地域ミーティング）	41
(1) 懇談会実施状況	41
(2) 寄せられた主な御意見	42
4. 地域福祉の視点からみた坂戸市の課題	46
第3章 計画の基本的な考え方	51
1. 基本理念	51
2. 基本目標	51
3. 圏域の設定	52
4. 計画の体系	53
第4章 地域福祉施策、地域福祉活動の展開	57
基本目標1：コミュニティの活性化	57
(1) 地域活動への住民参加の促進	57
(2) 集いの場の充実	59

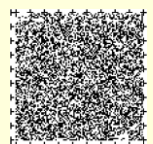


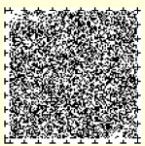
基本目標2：サービス基盤の整備	62
(1) 相談体制の充実	62
(2) 地域福祉サービスの充実	65
(3) 生活困窮者対策の推進	69
(4) 福祉事業者との連携	71
基本目標3：支え合いの仕組みづくり	73
(1) 地域を担う人材の育成	73
(2) 地域ネットワークの強化	75
(3) ボランティア活動への支援の充実	78
基本目標4：安全・安心の暮らしの実現	82
(1) 一人ひとりの人権の尊重	82
(2) バリアのないまちづくり	85
(3) 避難行動要支援者への支援	88
(4) 地域の防災・防犯体制の充実	90
第5章 計画の目標と推進体制	95
1. 計画の目標	95
2. 計画の推進体制	95
(1) 市民参加の推進体制	95
(2) 庁内の推進体制	95
(3) 社会福祉協議会の推進体制	96
3. 計画の公表	96
資料編	99
1. 坂戸市地域福祉計画（第3期）の策定経過	99
2. 市民コメント結果	100
3. 坂戸市地域福祉計画審議会	101
(1) 坂戸市地域福祉計画審議会条例	101
(2) 坂戸市地域福祉計画審議会委員名簿	102
4. 諮問書	103
5. 答申書	104
6. 坂戸市地域福祉計画庁内策定・推進会議設置要領	106
7. 坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画（第3期）の策定経過	108
8. 坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定・推進委員会	109
(1) 坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定・推進委員会設置要綱	109
(2) 坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定・推進委員会委員名簿	110
9. 報告書	111



第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨
2. 地域福祉計画の位置付け
3. 社会福祉協議会における地域福祉活動計画の位置付け
4. 計画期間





第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

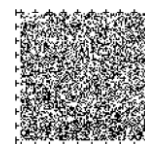
「令和」の時代を迎え、人生100年時代を見据えた地域づくりが重要となっています。しかし、超高齢社会となって久しい我が国では、高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者世帯が増加しており、地域で若者や核家族世帯との間で世代の二極化と人と人のつながりの希薄化が浮き彫りにされています。また、働き方やライフスタイルの多様化は住民の一人ひとりの生活課題を複雑・多様にし、従来の福祉の仕組みでの対応を困難にしています。さらには、令和元年に発生した令和元年東日本台風等、自然災害も多発しています。

このような背景から、国では、地域のコミュニティを活性化させることで、住民同士の支え合いである「互助」を促進し、複雑化・多様化している住民の課題が早期に解決されること、更に困難な課題に対しては、行政等が整備する総合的な窓口・体制によって解決される「地域共生社会」の実現に向けた法整備等を進めています。

本市においては、誰もが住み慣れた地域で健やかに暮らすことができる社会の実現を目指し、平成22（2010）年3月に坂戸市地域福祉計画（以下「第1期計画」という。）を策定しました。また、平成27（2015）年3月には、第1期計画の基本理念を踏襲し、その後の社会情勢の変化や、本市における地域福祉を取り巻く現状等を踏まえ、坂戸市社会福祉協議会と連携・協働し、一体的な坂戸市地域福祉計画（第2期）・坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画（第2期）（以下「第2期計画」という。）を策定し、地域福祉の推進に努めてまいりました。

しかしながら、第2期計画の始期以降、高齢者や障害者の権利擁護、制度の狭間にある人への支援、災害対応のあり方など、新たに認識された課題に加え、課題を受け止める総合的な窓口の必要性、課題解決のための総合的な支援体制の構築など、取り組むべき事項が増加しています。

そこで、これらの課題への対応や取り組むべき事項を取り込み、本市の地域福祉を更に推進するため、計画の最終年度である令和元年度に坂戸市地域福祉計画（第3期）・坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画（第3期）（以下「本計画」という。）を策定することとしました。



2. 地域福祉計画の位置付け

(1) 社会福祉法による位置付け

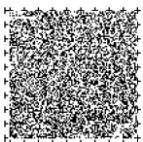
地域福祉計画とは、社会福祉法第107条に規定された「市町村地域福祉計画」として位置付けられ、本市の最上位計画である「坂戸市総合振興計画」の福祉分野の各論を示した計画であり、対象者ごとに策定される、福祉に関連する個別計画を横断的につなぎ、地域福祉に関する事項を具体化するものです。

また、第2期計画の取組に加えて、これまでの社会福祉法の改正内容や通知、地域福祉に関連する内容を盛り込むとともに、現在、本市において推進している各計画との整合性を図り、共通の理念に基づき、地域福祉に係る基本的な取組を具体化したものです。

(市町村地域福祉計画)

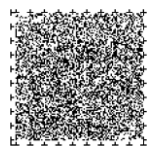
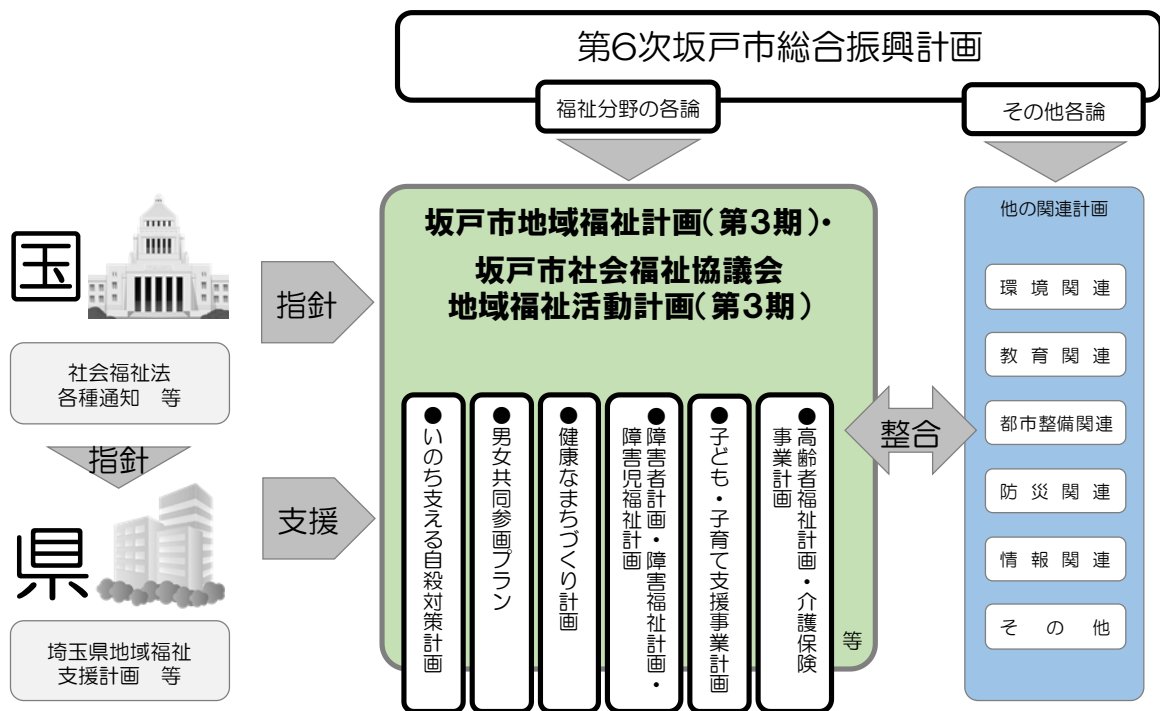
第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項



(2) 地域福祉計画と関連計画との関わり

本計画は、本市全体の基本方針である第6次坂戸市総合振興計画の福祉分野の各論を示す計画であり、行政で推進すべき福祉の施策の方向性を示すとともに、福祉の対象者別に設定された個別計画、その他福祉に関連する計画と整合性を取りつつ、共通して取り組むべき事項等を示す計画です。また、その他の各論、福祉分野以外の市民生活に係る諸分野の計画とも整合性を取りつつ策定されます。



3. 社会福祉協議会における地域福祉活動計画の位置付け

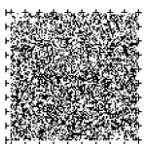
(1) 社会福祉法による位置付け

地域福祉活動計画とは、社会福祉法第109条に定められた、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体である社会福祉協議会が策定する、活動・行動計画です。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

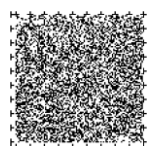
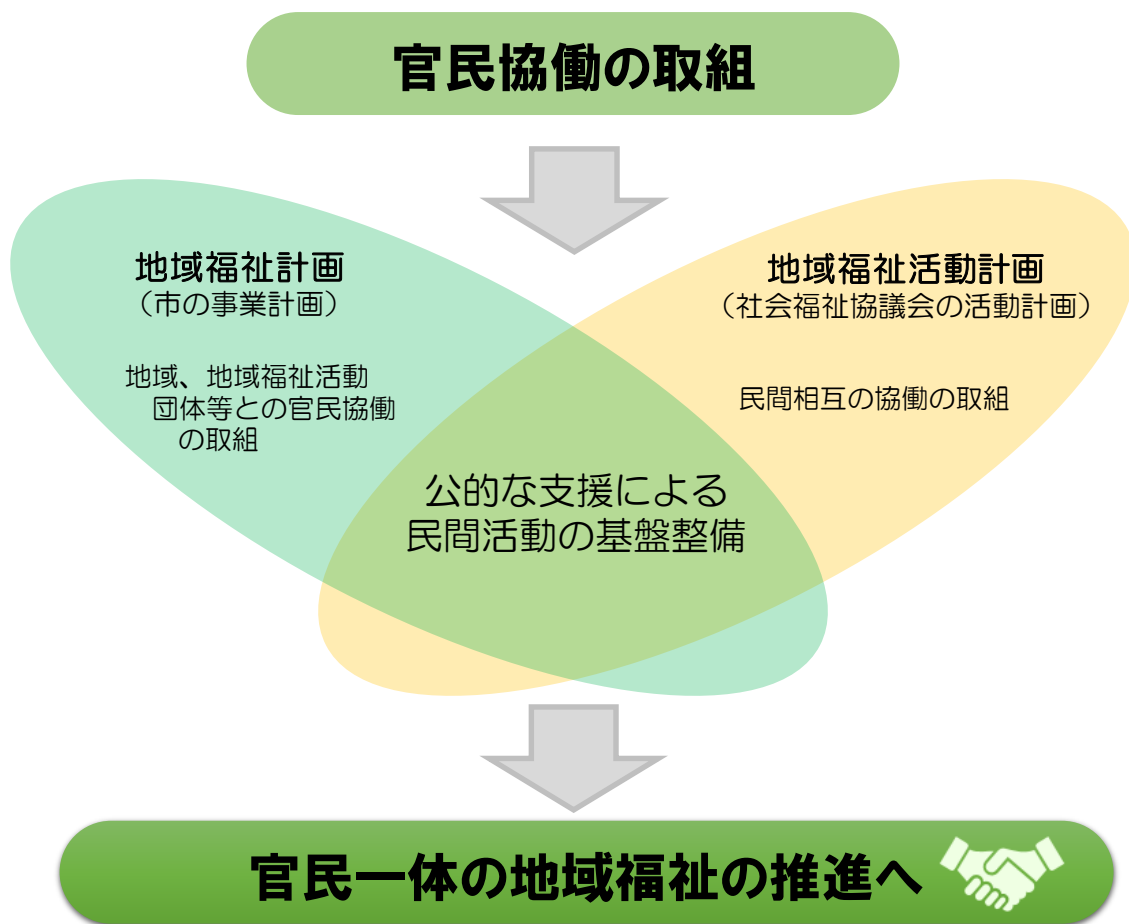
第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業



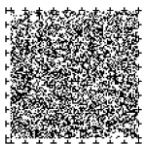
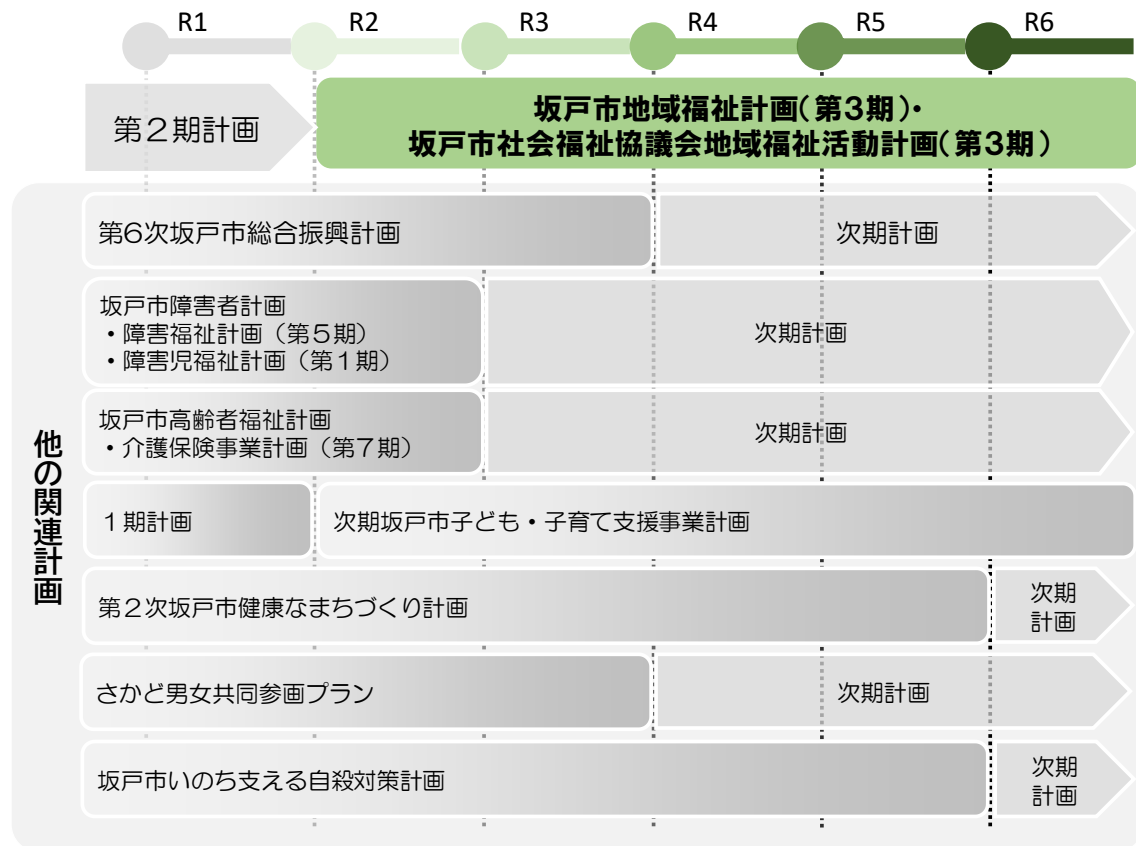
(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画との関わり

地域福祉計画は、本市の地域福祉推進の全体像を定めた行政計画である一方、地域福祉活動計画は坂戸市社会福祉協議会の策定する活動・行動計画です。主体は異なっていますが、地域福祉を推進する、という共通した目的があるため、2計画を一体的に策定し、「官民協働の取組」により、協力しながら地域福祉を推進してまいります。



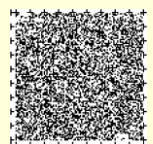
4. 計画期間

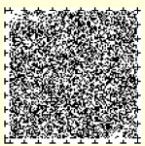
本計画は、令和2（2020）年度を初年度とし、令和6（2024）年度を目標年度とする5か年の計画とします。また、社会情勢の変化に対応していくため、必要に応じて見直しを行います。



第2章 本市をとりまく地域福祉の現状

1. 統計データからみる坂戸市の現状
2. 市民アンケート調査
3. 地区別懇談会
(地域ミーティング)
4. 地域福祉の視点からみた坂戸市の
課題





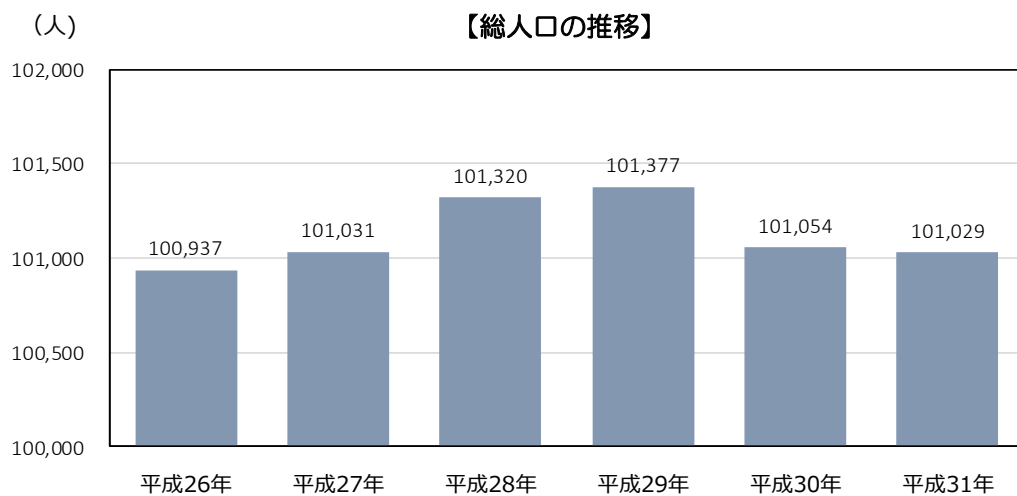
第2章 本市をとりまく地域福祉の現状

1. 統計データからみる坂戸市の現状

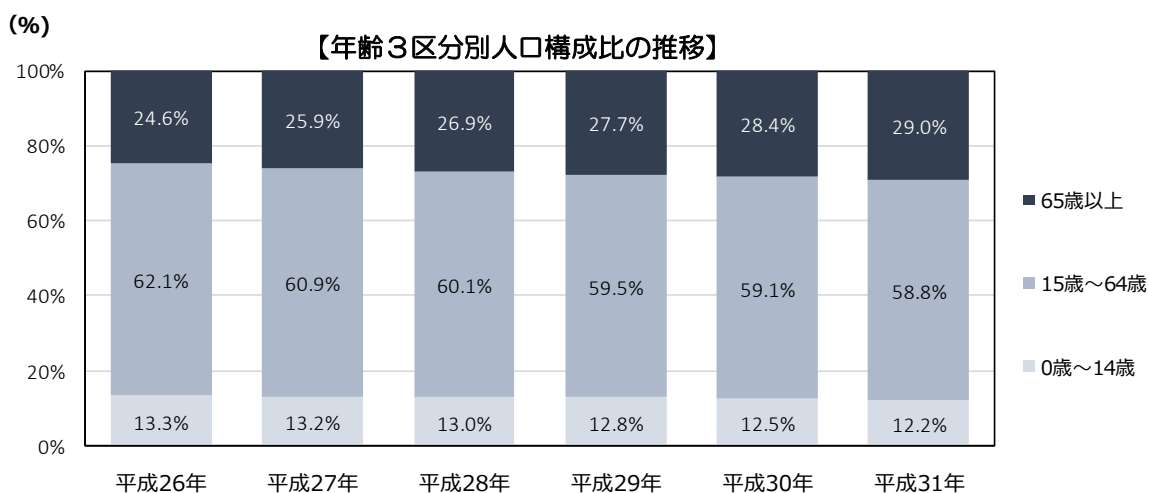
(1) 社会構造の変化

① 総人口と人口構成比の推移

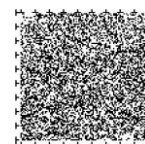
本市の総人口は、平成29(2017)年に101,377人に達したのちは減少傾向となっています。また、人口構成を年齢による3区分別にみると、65歳以上の高齢者人口の割合が増加する一方で、15～64歳の生産年齢人口と0～14歳の年少人口の割合は減少しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

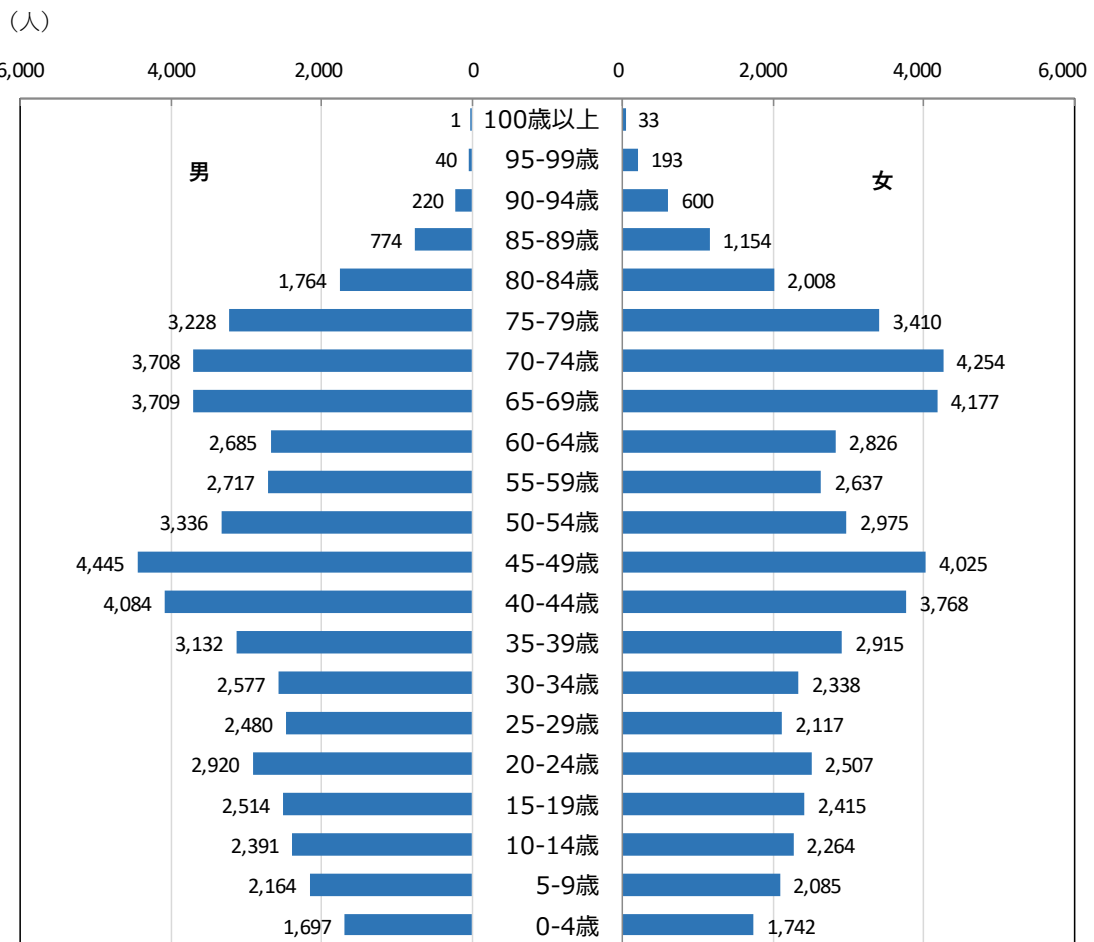


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

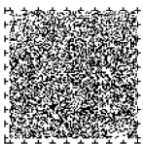


②5歳階級別人口構成（人口ピラミッド）

平成31（2019）年4月1日時点の男女別5歳階級別人口では、女性は団塊の世代にあたる70～74歳の年代、男性は団塊ジュニアとよばれる45～49歳の年代がそれぞれ最も多くなっています。団塊ジュニアの子どもたちの年代にあたる20～24歳の年代に小さなピークがみられていますが、その下の年代の人口は徐々に減少しており、少子化が進行していることがわかります。

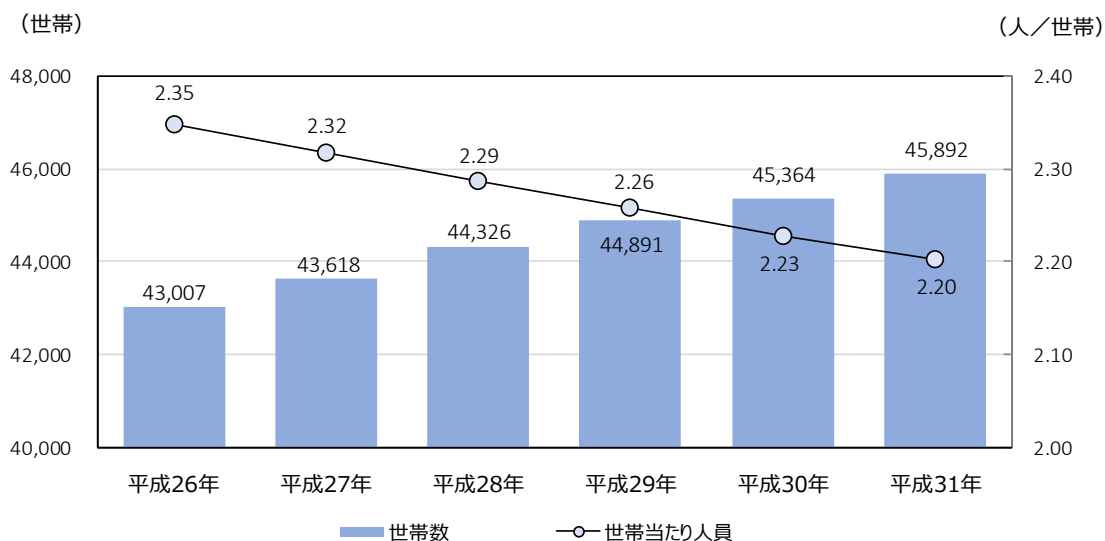


資料：住民基本台帳（平成31年4月1日現在）

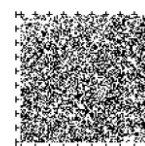


③世帯数及び世帯当たり人員の推移

世帯数は増加傾向が続いており、平成31（2019）年には45,892世帯となりました。市の総人口を総世帯数で割った「世帯当たり人員」は減少傾向で、平成31（2019）年には2.20人となっています。



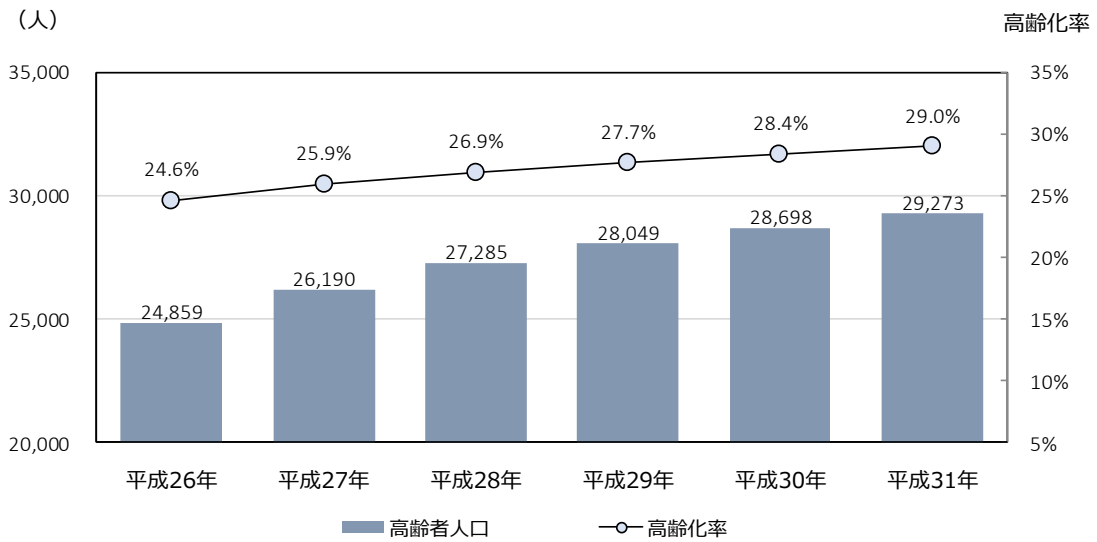
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



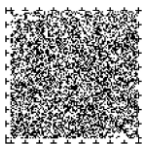
(2) 高齢者の状況

① 高齢者人口と高齢化率の推移

65歳以上の高齢者の人口及び総人口に占める割合（高齢化率）は、ともに増加傾向にあり、平成31（2019）年には29,273人、高齢化率は29.0%となっています。

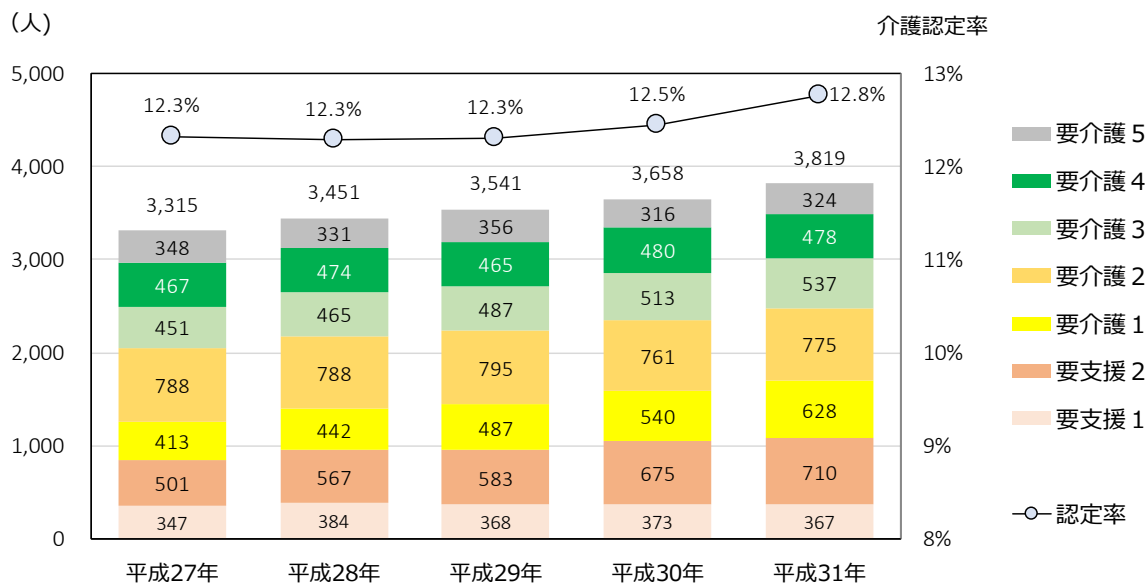


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



②介護度別認定者数の推移

高齢者人口の増加に伴い、要介護認定者数も増加傾向にあります。平成31（2019）年の認定者数は3,819人で、平成27（2015）年から500人余り増加しました。また、高齢者人口に占める介護認定者数（介護認定率）は平成29（2017）年以降上昇傾向がみられています。

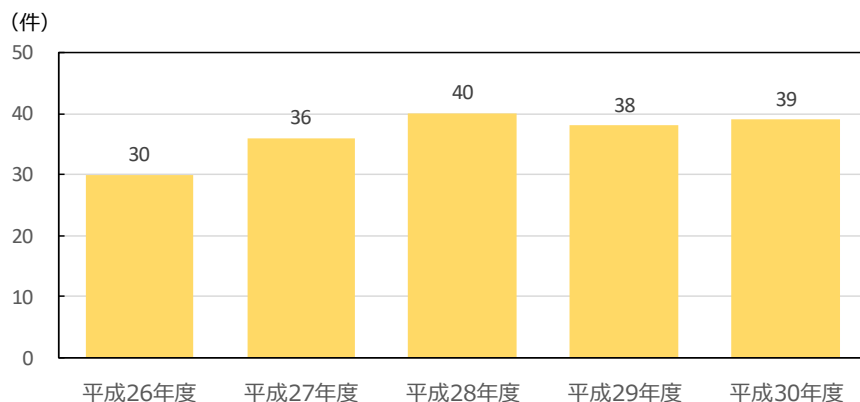


※介護認定者数には65歳未満の人も含む。なお、介護認定率は65歳以上の人口に占める65歳以上の認定者の割合を指す。

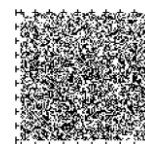
資料：高齢者福祉課（各年4月1日現在）

③高齢者虐待通報件数

高齢者への虐待通報件数は、平成26（2014）年度から増加し、平成28（2016）年度に40件に達したのちは、平成30（2018）年度まで、ほぼ同じ件数で推移しています。



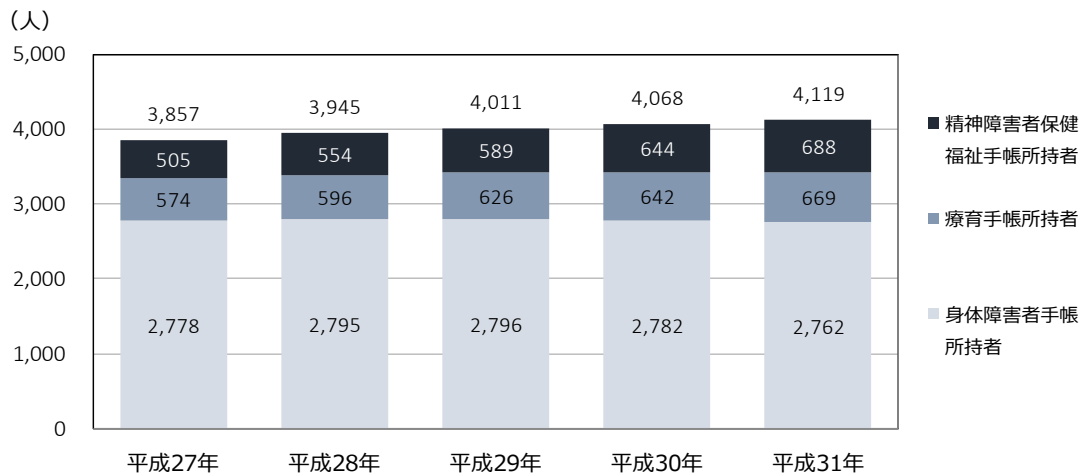
資料：高齢者福祉課



(3) 障害者の状況

① 障害者手帳所持者数の推移

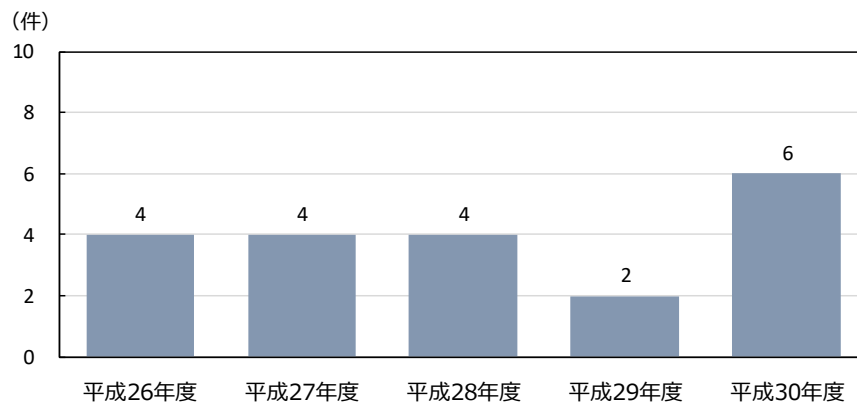
障害者手帳所持者数は、増加傾向にあります。平成27(2015)年から平成31(2019)年にかけての推移をみると、精神障害者保健福祉手帳所持者で183人、療育手帳所持者で95人増加しています。一方、身体障害者手帳所持者は2,700人台後半でほぼ横ばいとなっています。



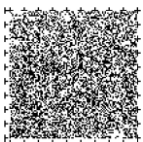
資料：障害者福祉課（各年3月31日現在）

② 障害者虐待通報件数

障害者への虐待通報件数は、平成26(2014)年度から平成28(2016)年度までは年間4件で推移していましたが、平成29(2017)年度は2件と半減したのち、平成30(2018)年度は6件と増加しました。



資料：障害者福祉課

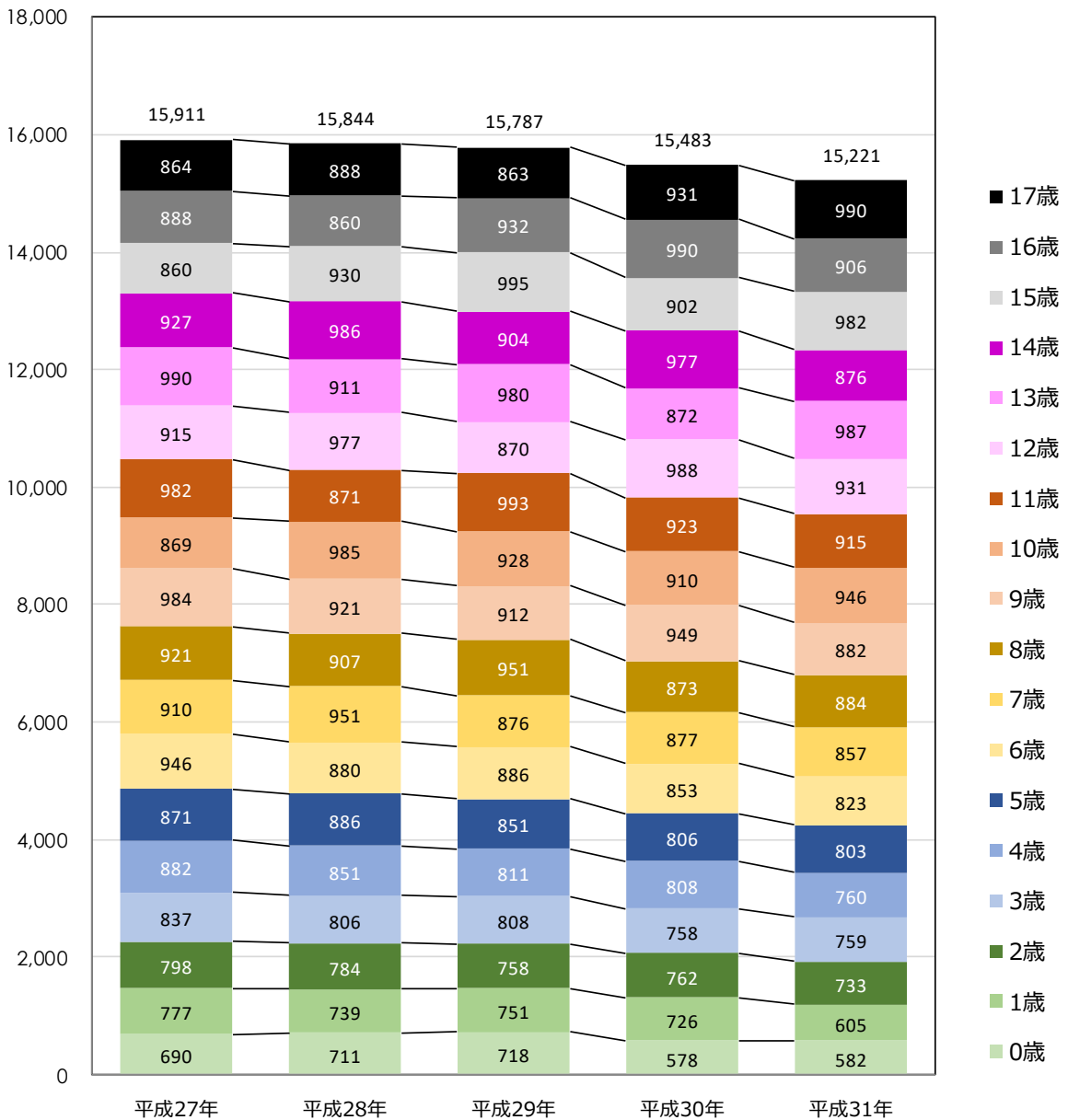


(4) 児童の状況

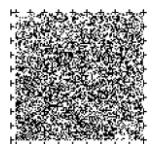
① 児童人口の推移

平成27(2015)年から平成31(2019)年にかけての0歳から17歳までの児童人口の推移をみると、平成31(2019)年は15,221人で、平成27(2015)年から690人減少しました。各年齢別では、平成30(2018)年の0歳児の人口が前年から140人減少して578人となり、翌年も同程度の人数となっている点が注目されます。

人口(人)

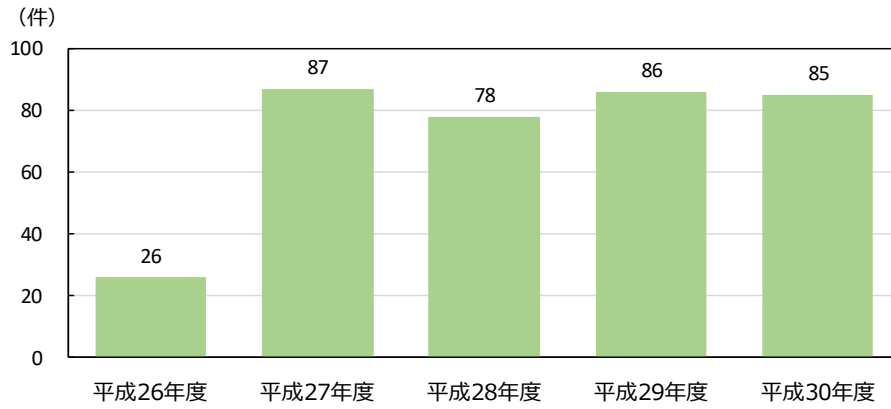


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

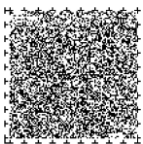


②児童虐待通報件数

児童への虐待通報件数は、平成26(2014)年度の26件が平成27(2015)年度には87件と3倍以上に急増し、その後は80件前後での高止まり状態が継続しています。

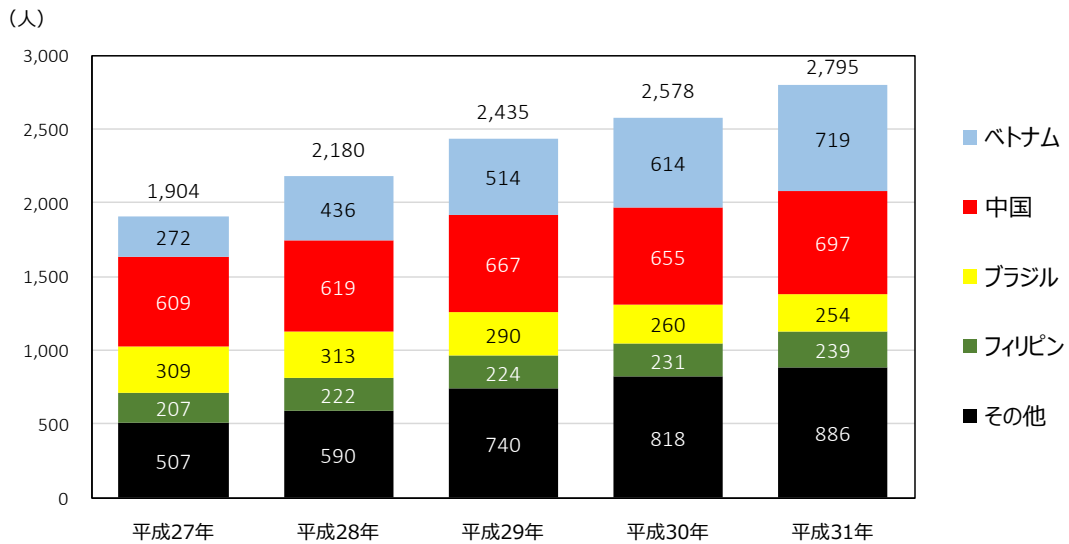


資料：子育て支援課

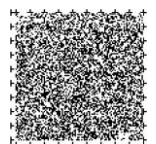


(5) 外国人住民の推移

本市の外国人住民数は増加傾向にあり、平成31(2019)年には2,795人となりました。国籍別ではベトナムと中国が多く、平成31(2019)年には、外国人住民の半数以上を占めています。



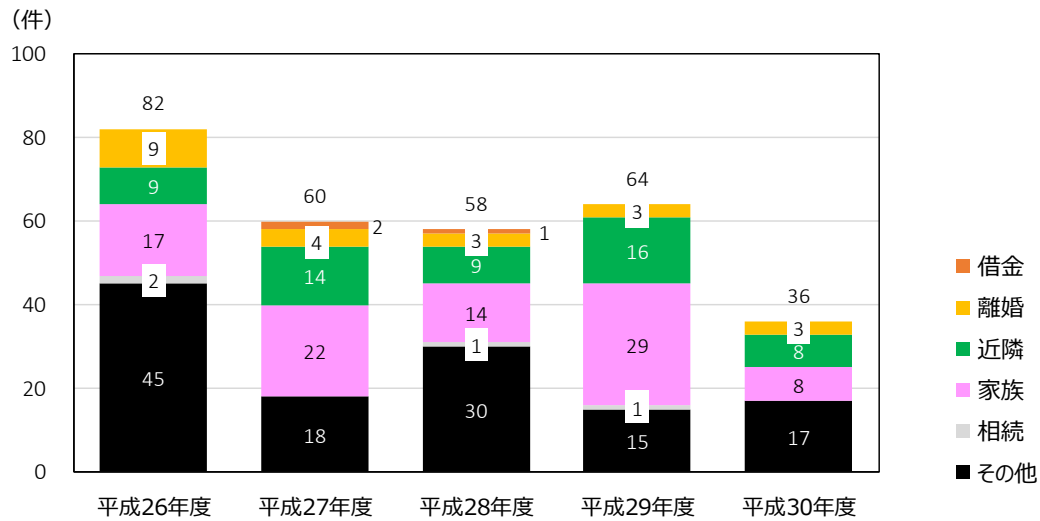
資料：市民課（各年4月1日現在）



(6) 生活に困難を抱えた人の状況

①ふれあい相談件数の推移

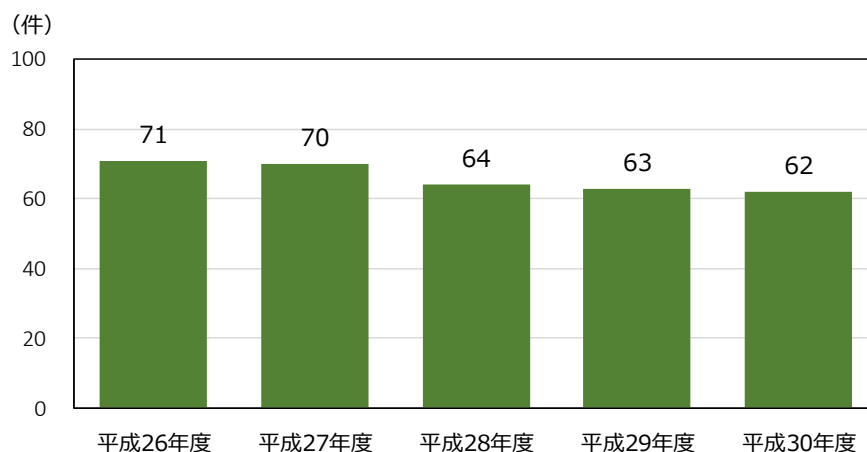
ふれあい相談件数は、平成26（2014）年度以降減少傾向にあります。相談内容では、「家族」及び「近隣」が、年度を問わず多くなっています。



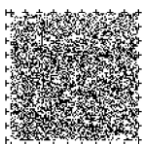
資料：福祉総務課

②心配ごと相談所の相談件数の推移

心配ごと相談所の相談件数は減少傾向にあり、平成26（2014）年度の71件から平成30（2018）年度には62件と9件減少しました。

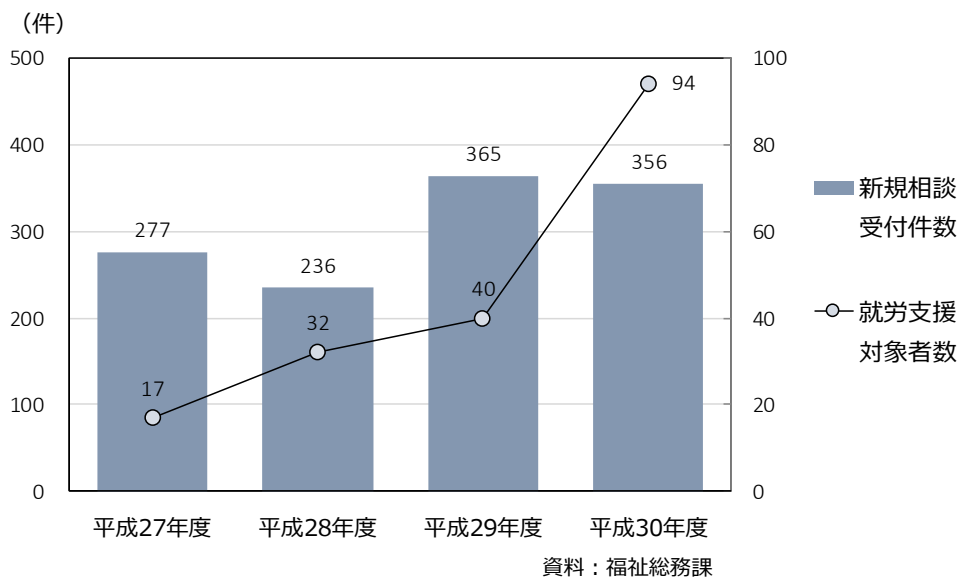


資料：坂戸市社会福祉協議会



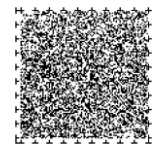
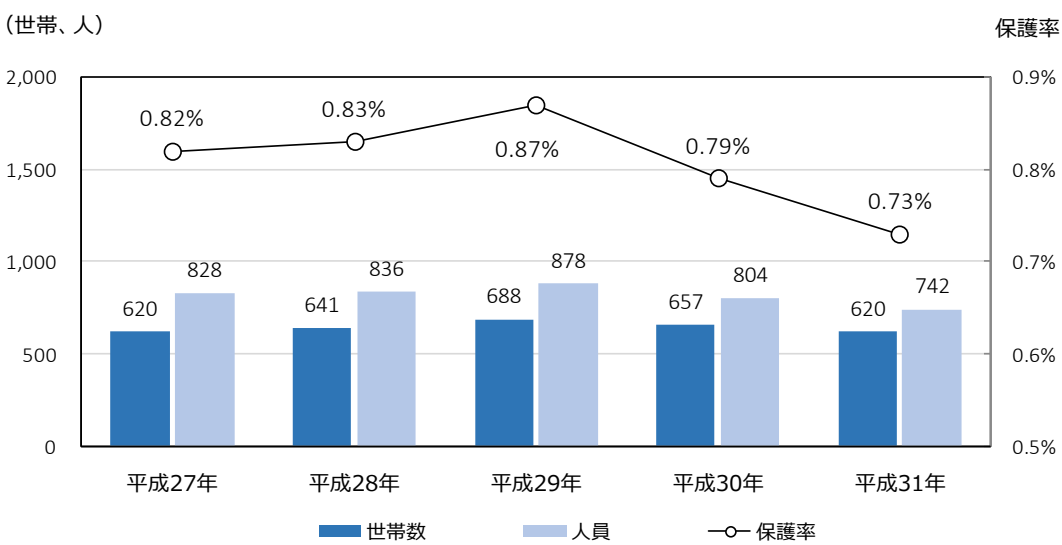
③生活困窮者自立相談支援事業の状況

生活困窮者自立相談支援窓口への新規相談受付件数は、平成 28 (2016) 年度から平成 29 (2017) 年度にかけて 100 件以上増加し 365 件となり、平成 30 年度もほぼ同様に推移しています。新規相談受付件数のうち、自立相談支援事業による就労支援対象者数も、年々増加傾向にあります。



④生活保護世帯と人員の推移

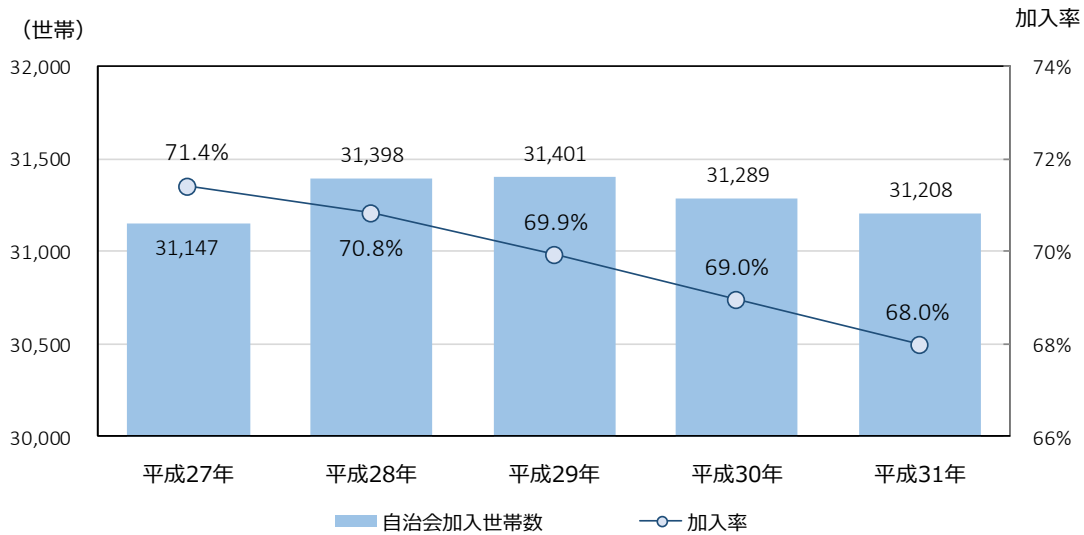
生活保護世帯・人員は、平成 29 (2017) 年までは増加傾向にありましたが、その後は減少に転じています。保護率についても同様の推移となっています。



(7) 地域コミュニティの状況

①自治会加入世帯数の推移

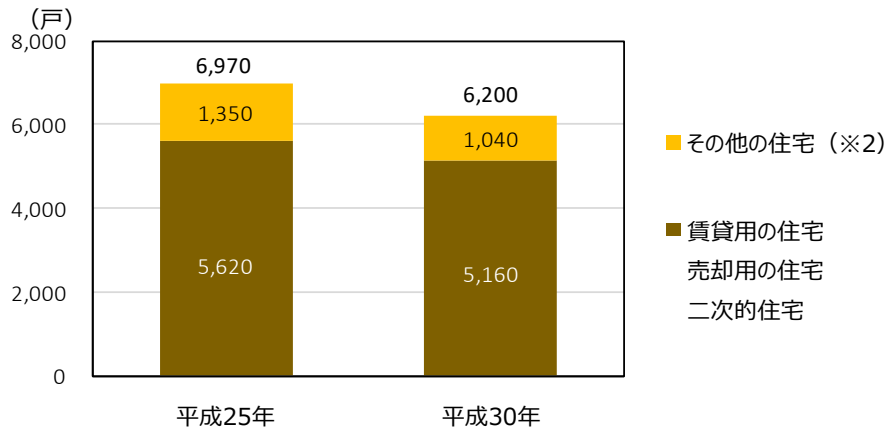
自治会加入世帯数は、平成 27（2015）年から平成 31（2019）年まで 31,000 世帯前半で横ばいの状況となっています。市の総世帯数は増加傾向にある一方で、自治会への加入率は徐々に低下しています。



資料：市民生活課（各年 4 月 1 日現在）

②空き家数の推移

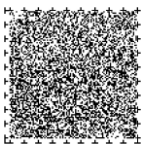
平成 30（2018）年住宅・土地統計調査の結果では、空き家（※1）数は全体で 6,200 戸となっており、平成 25（2013）年の 6,970 戸と比べると 770 戸減少しています。



※1 空き家とは、調査時点において、居住世帯のない住宅をいう。

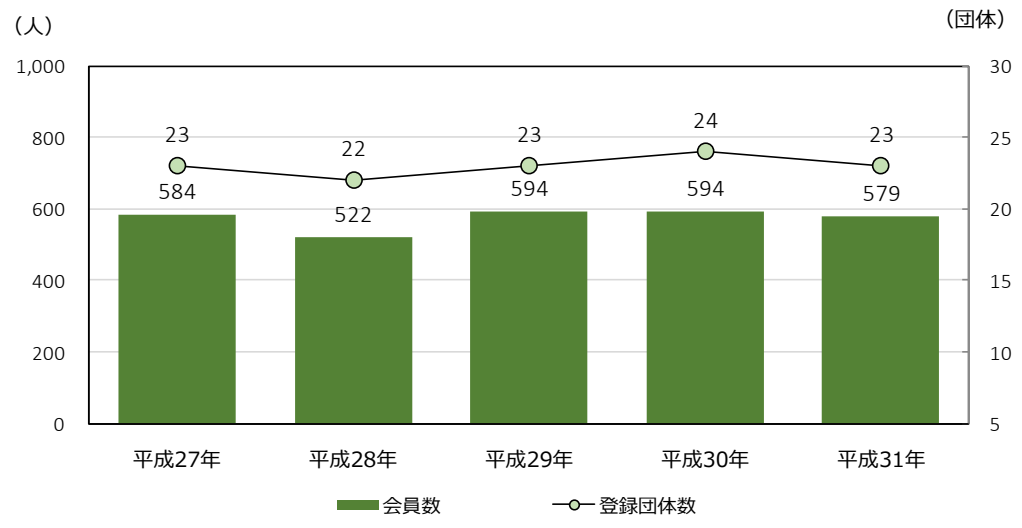
※2 その他の住宅とは、住宅・土地統計調査の結果において、『空き家』の中から賃貸用の住宅、売却用の住宅及び二次的住宅を除いたもので、管理不全等で問題となる住宅はここに含まれる。

資料：総務省 住宅・土地統計調査



③ボランティア登録団体数と会員数の推移

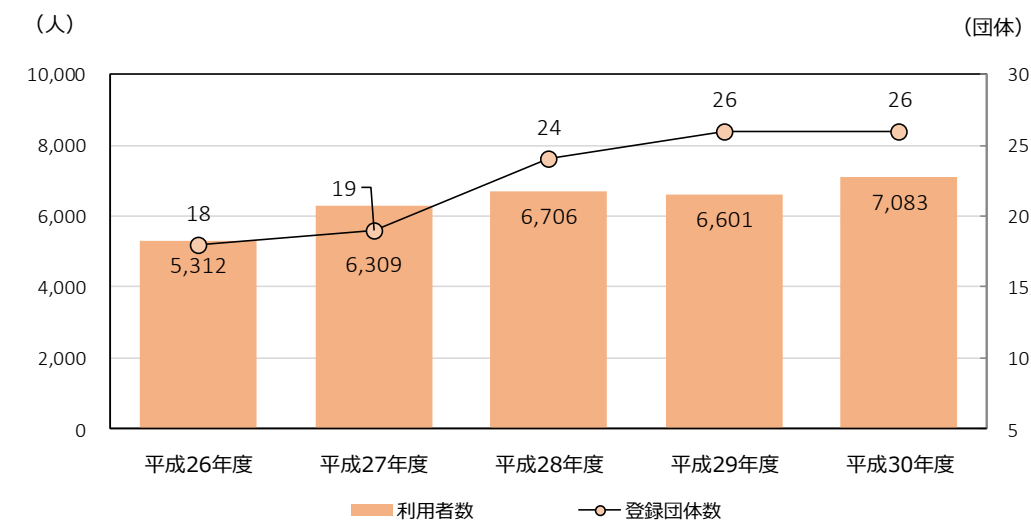
ボランティア登録団体数は、平成27（2015）年以降22～24団体で推移しています。また、会員数についても、おおむね500人台後半で横ばいとなっています。



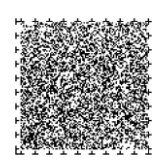
資料：坂戸市社会福祉協議会（各年4月1日現在）

④ふれあい・いきいきサロン利用者数と登録団体数の推移

ふれあい・いきいきサロン登録団体数は、平成26（2014）年度の18団体が平成29（2017）年度に26団体まで増加し、平成30（2018）年度も同数となっています。利用者数は平成26（2014）年度から増加傾向にあり、平成26（2014）年度は5,312人でしたが、平成30（2018）年度は7,083人まで増加しています。

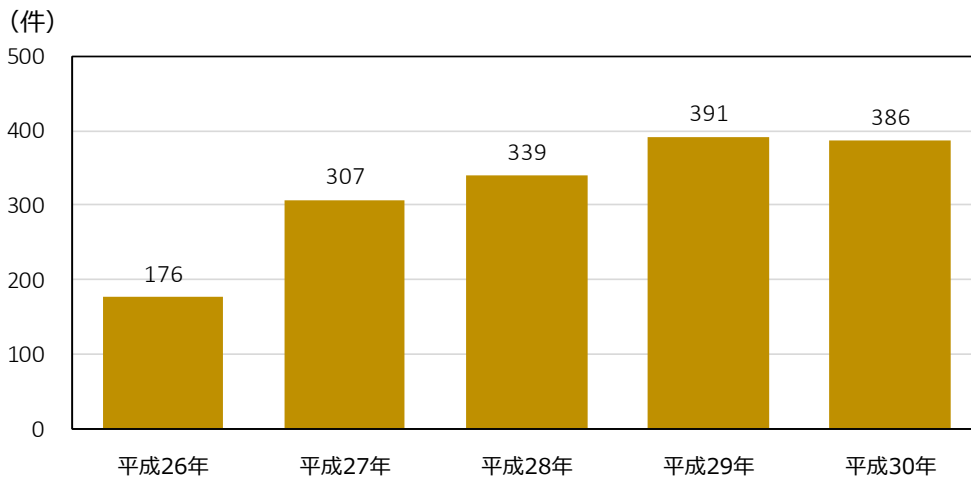


資料：坂戸市社会福祉協議会



⑤免許返納数の推移

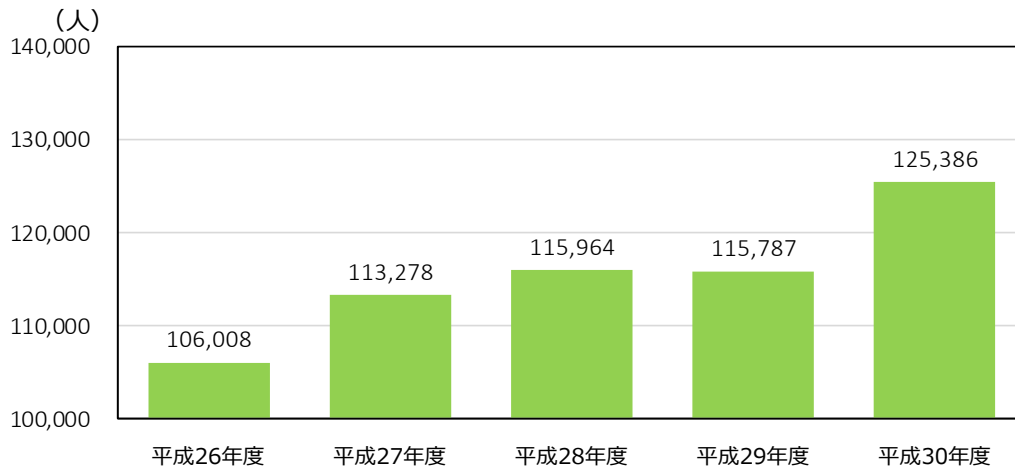
年間の免許返納数は平成26(2014)年に176件でしたが、その後は年々増加し、平成29(2017)年は391件に達し、翌平成30(2018)年も386件となっています。



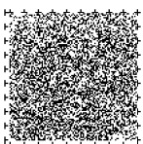
資料：埼玉県警察

⑥市民バス利用者数の推移

市民バス利用者数は、平成26(2014)年度以降増加傾向で推移しています。平成30(2018)年度の利用者は前年度から9,599人増加し125,386人となりました。

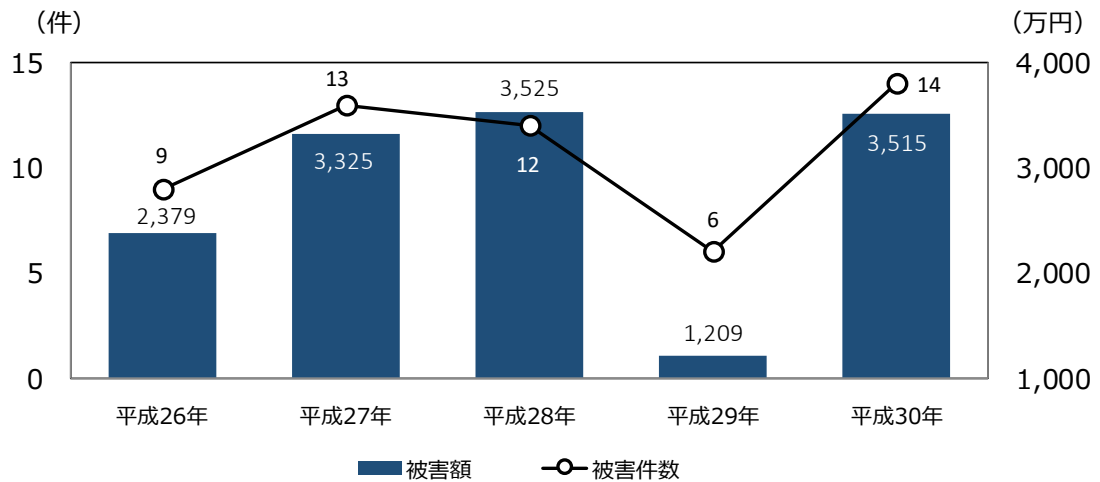


資料：市民生活課

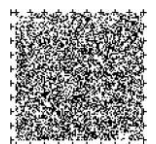


⑦特殊詐欺被害件数と被害額の推移

本市における特殊詐欺の年間の発生件数と被害額は、平成26（2014）年が9件、2,379万円でしたが、その後は平成29年を除き、毎年10件、3,000万円を超える被害が発生しています。



資料：埼玉県警察



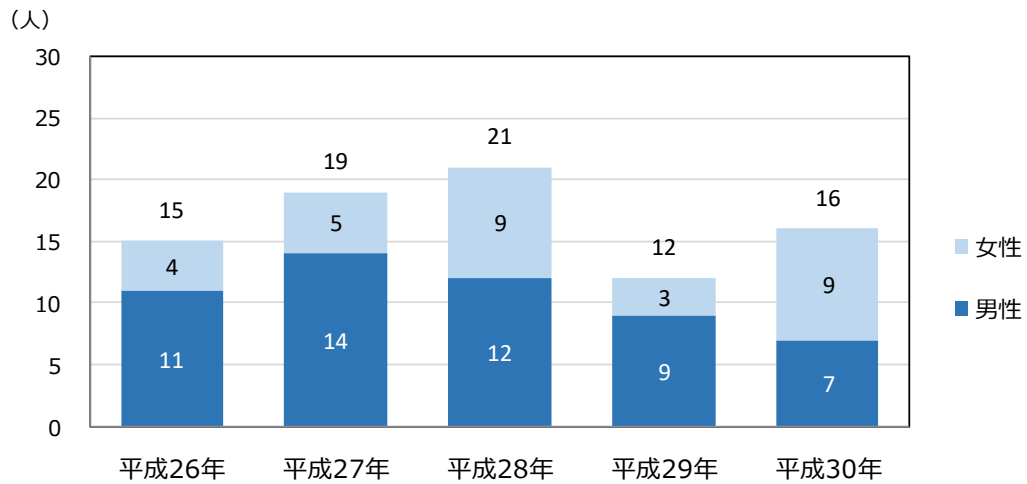
(8) 自殺の状況

① 自殺者数・自殺死亡率の推移

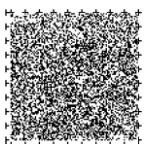
【坂戸市における自殺者数の推移】

本市の年間の自殺者数は、平成26（2014）年から平成28（2016）年にかけて増加しましたが、平成29（2017）年には12人と前年から4割以上減少し、平成30（2018）年は16人と再び増加しました。

性別で見ると、男性は平成27（2015）年から減少が続いていますが、女性は増減を繰り返し、平成30年では男性を上回っています。



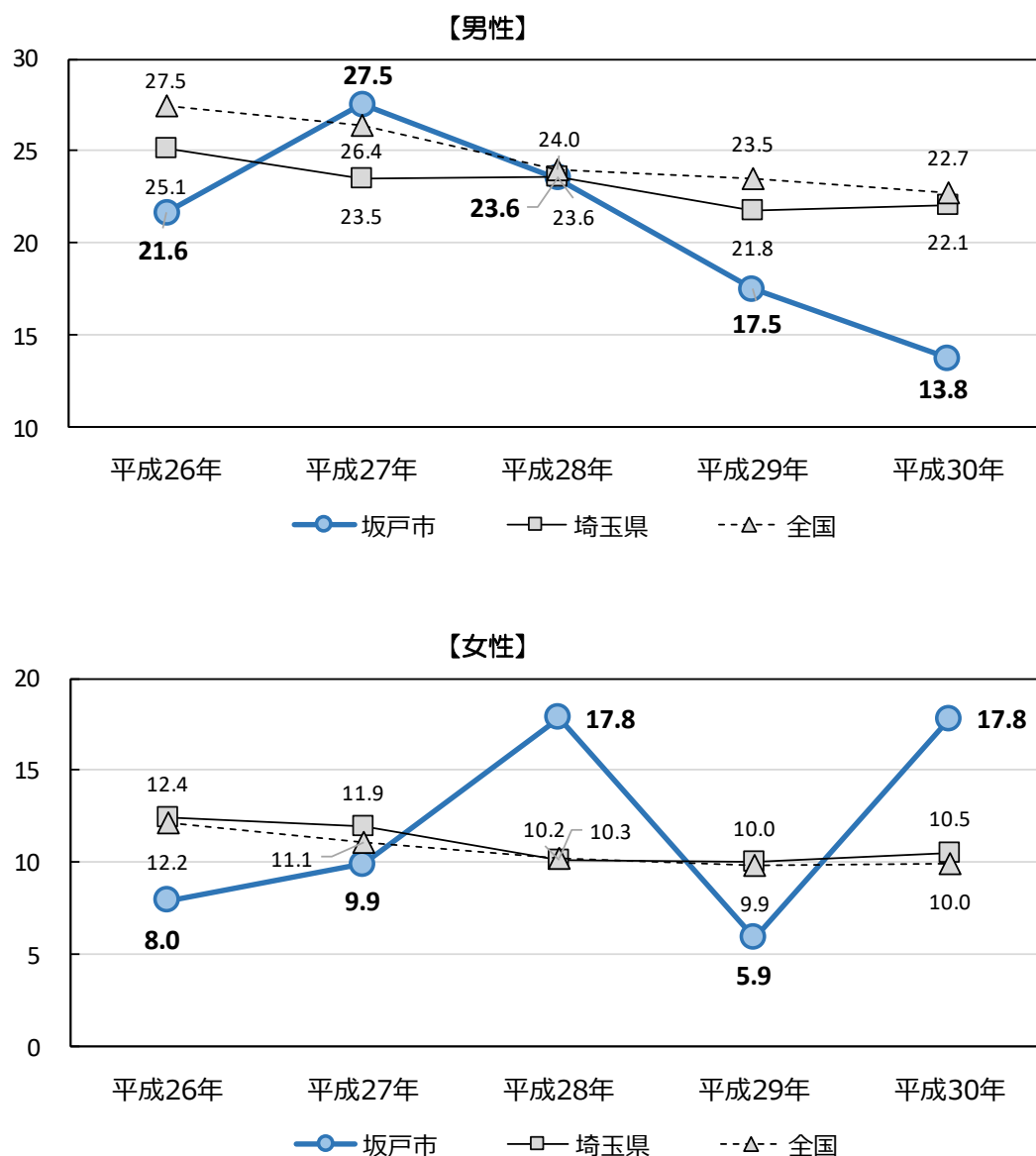
資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」



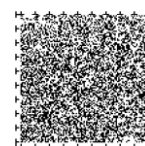
【自殺死亡率の推移（坂戸市・埼玉県・全国）】

本市の自殺死亡率(※)をみると、男性は平成27年から減少が続いており、平成29（2017）年からは、埼玉県や全国を下回っています。一方、女性の自殺死亡率は増減しており、平成28（2016）年と平成30（2018）年では、埼玉県や全国を上回っています。

※自殺死亡率とは、人口10万人当たりの自殺者数のこと。

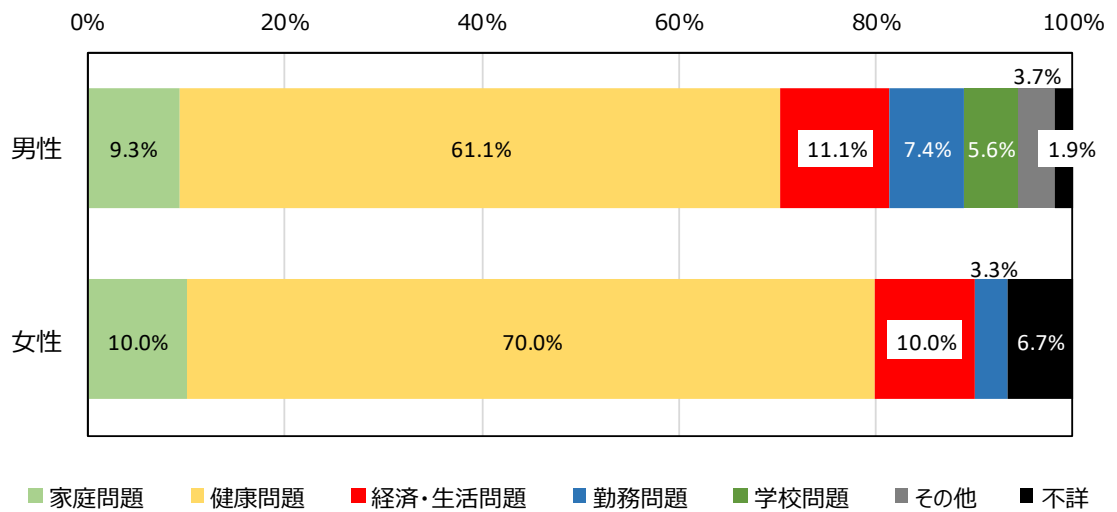


資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」



②原因・動機別の自殺者の割合（平成26年～平成30年）

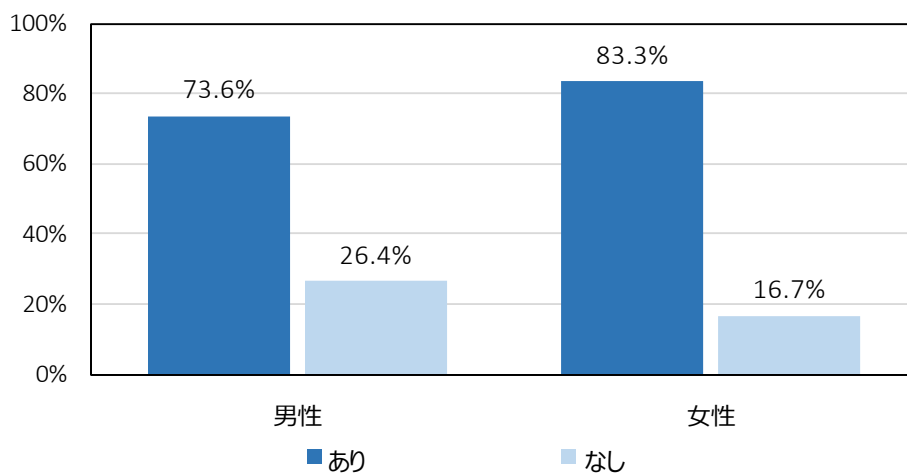
平成26（2014）年から平成30（2018）年における本市の自殺者83人についてその原因・動機をみると、男女とも「健康問題」が最も多く、男性で6割、女性で7割となっています。次いで男性では「経済・生活問題」、「家庭問題」、「勤務問題」が多く、女性では「家庭問題」と「経済・生活問題」が多くなっています。



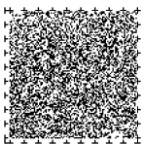
資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

③同居人の有無別の自殺者の割合（平成26年～平成30年）

平成26（2014）年から平成30（2018）年における本市の自殺者83人について、同居人の有無をみると、同居人「あり」が男性73.6%、女性83.3%、同居人「なし」は男性26.4%、女性16.7%となっています。



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」



2. 市民アンケート調査

(1) 目的

計画を策定するにあたり、市民の皆さんの声を計画に反映することを目的として、地域福祉に関するアンケート調査を実施しました。

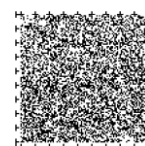
(2) 調査期間・対象者と方法

調査期間は平成31(2019)年4月1日から4月19日までで、本市在住の20歳以上の方の中から、無作為に抽出した2,000名に調査票を郵送でお送りし、郵送及びインターネットで御回答いただきました。

(3) 回答の状況

配布数	回収数	有効回答数	有効回答率
2,000	852	845	42.3%

※アンケートの結果における「%」値は、回答者の総数に対する当該選択肢を回答した方の割合で、小数点第2位を四捨五入して算出しています。そのため、各回答の「%」値の合計は100%にならない場合があります。

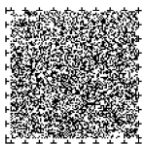
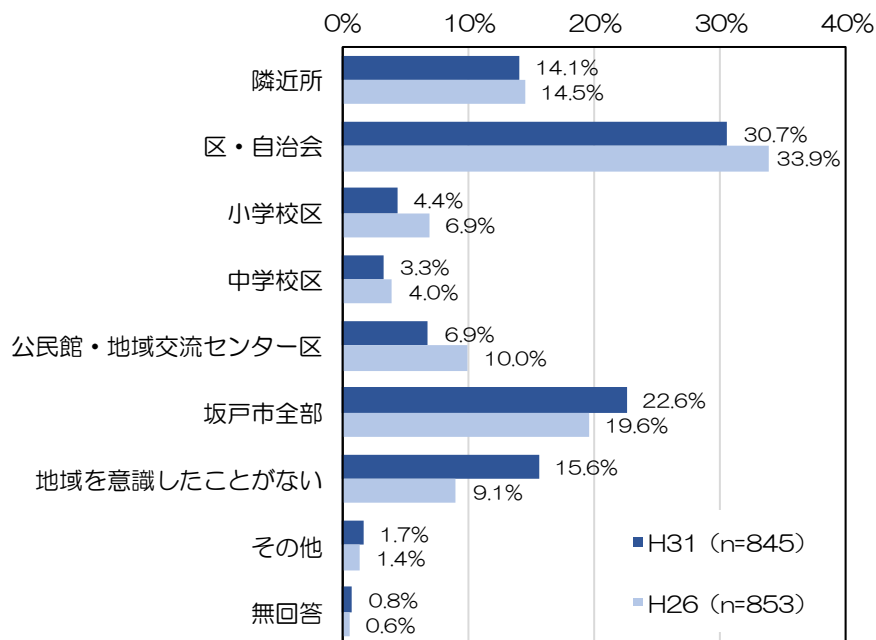


(4) 主な回答結果

■地域との関わりについて

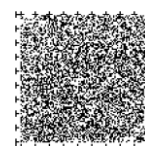
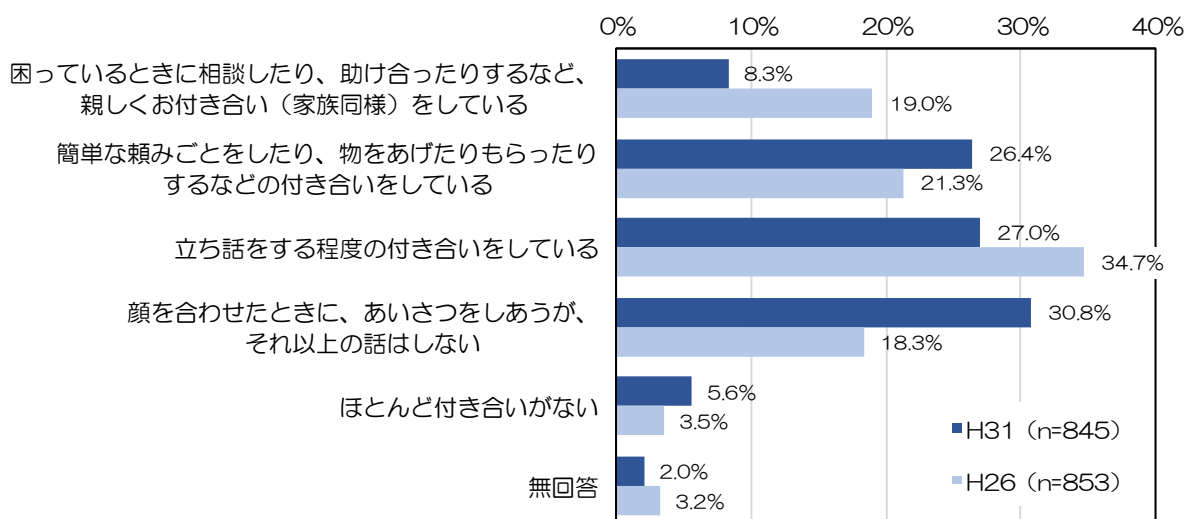
【「地域」と考える範囲について】

「地域」と考える範囲については、「区・自治会」と考える人が30.7%と最も多く、次いで「坂戸市全部」が22.6%となっています。平成26年の調査と比較すると、「区・自治会」は3.2ポイント減少、「坂戸市全部」は3.0ポイント増加しており、身近なエリアを地域と捉えるのではなく、より広いエリアを地域と捉える人が多くなっています。また、「地域を意識したことがない」との回答が平成26年調査の1.7倍となっていることが注目されます。



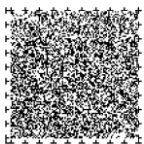
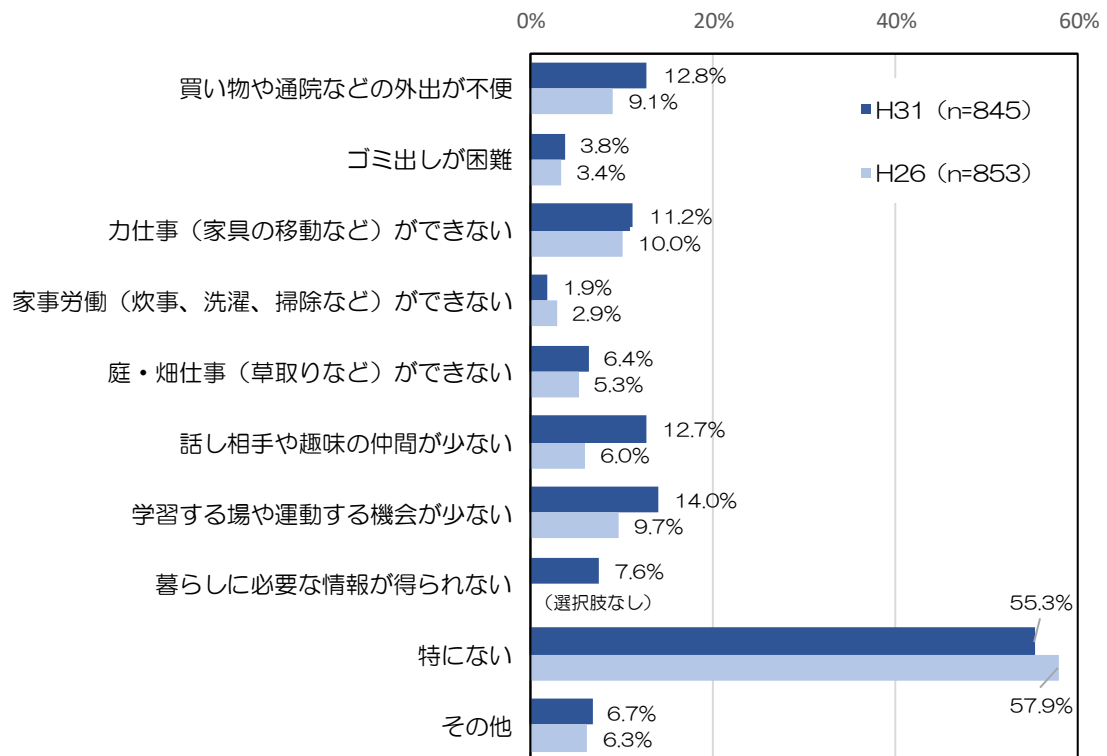
【ご近所の方とのお付き合いの程度】

ご近所の方とのお付き合いについては、「顔を合わせたときに、あいさつをしあうが、それ以上の話はしない」が30.8%と最も多く、次いで「立ち話をする程度の付き合いをしている」が27.0%となっています。平成26年の調査と比較すると、お付き合いの程度はより希薄な方向へと変化しており、「困っているときに相談したり、助け合ったりするなど、親しくお付き合い（家族同様）をしている」との回答は、半分以下となっています。



【毎日の暮らしの中での困りごと】（3つまでの複数回答）

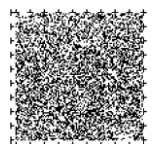
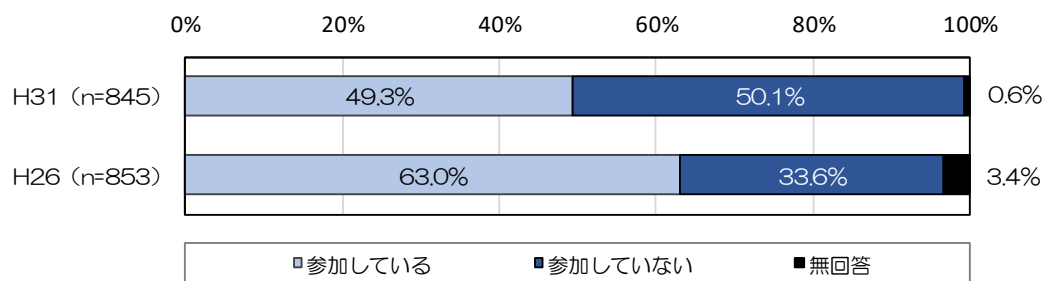
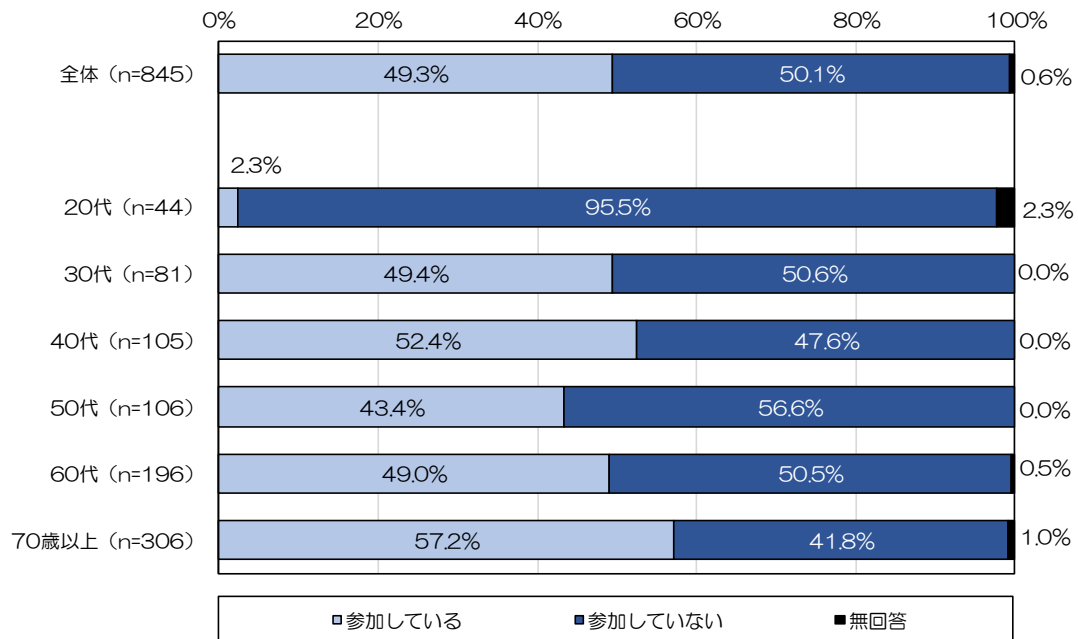
毎日の暮らしの中での具体的な困りごとでは、「学習する場や運動する機会が少ない」が14.0%、「買い物や通院などの外出が不便」が12.8%、「話し相手や趣味の仲間が少ない」が12.7%となっています。これらの項目への回答は平成26年の調査よりも多くなっており、特に「話し相手や趣味の仲間が少ない」は、2倍以上となっています。



【地域活動への参加について】

「地域活動への参加」について、年代別にみると、30代から40代にかけての時期と、60代と70歳以上にかけての時期で「参加している」は上昇していく傾向があります。小・中学生の子育て世代の時期と定年を迎える世代は、地域活動に参加しやすい状況にあることがうかがえます。

平成26年の調査と比較すると、「参加している」は13.7ポイント減少、「参加していない」は16.5ポイント増加しました。今後、地域活動に参加する市民を増やすことが、地域福祉の観点から大きな課題となります。

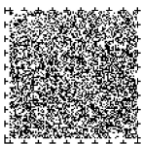
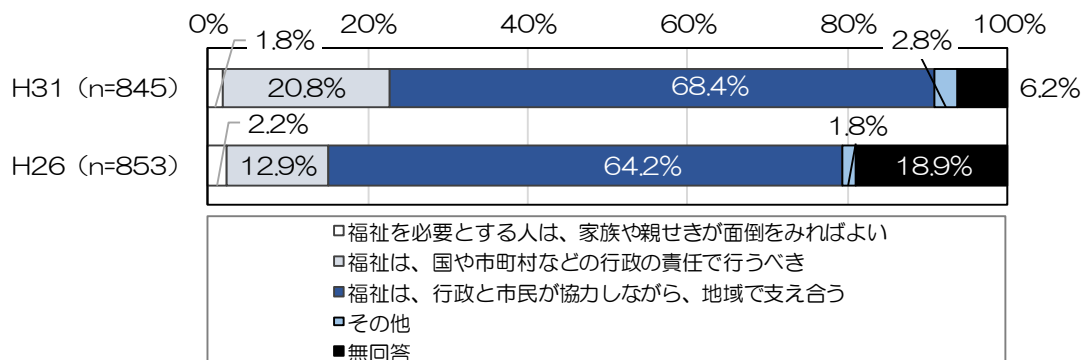
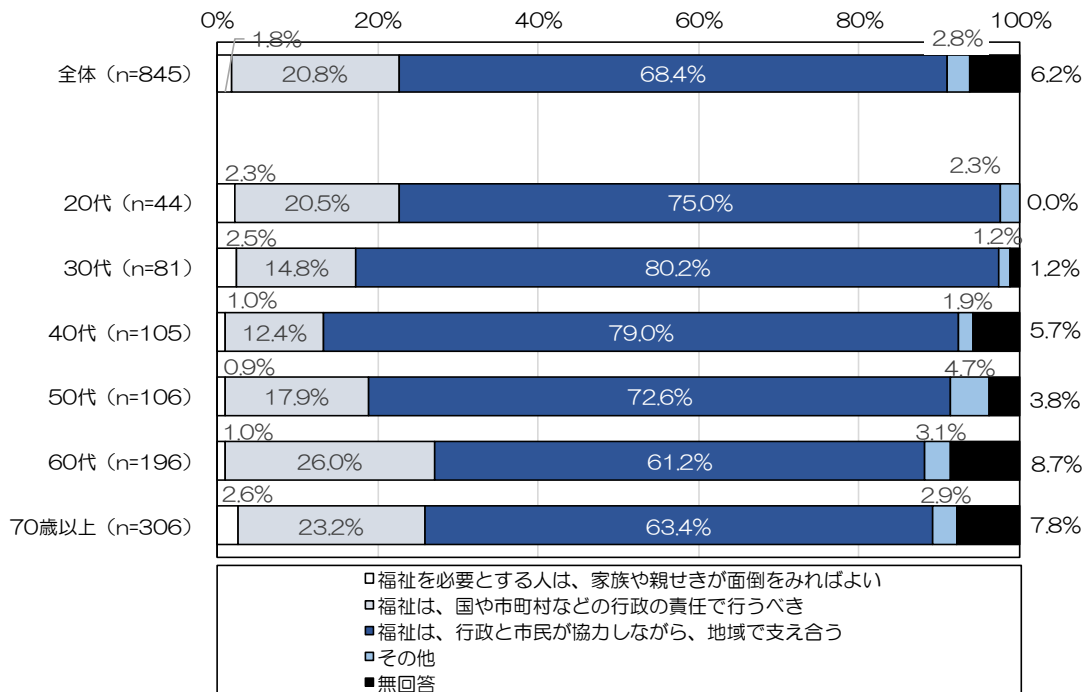


■福祉について

【福祉のあり方について】

福祉のあり方について、「福祉は、行政と市民が協力しながら、地域で支え合う」の割合が全ての年代で最も高くなっていますが、60代と70歳以上では、「福祉は、国や市町村などの行政の責任で行うべき」がそれぞれ26.0%、23.2%と他の年代よりも多くなっています。

平成26年の調査と比較すると、「福祉は、行政と市民が協力しながら、地域で支え合う」が4.2ポイント増加しました。しかし、「福祉は、国や市町村などの行政の責任で行うべき」も7.9ポイント増加しており、地域福祉や共生社会の考え方について、より一層の浸透を図る必要があるといえます。

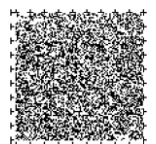
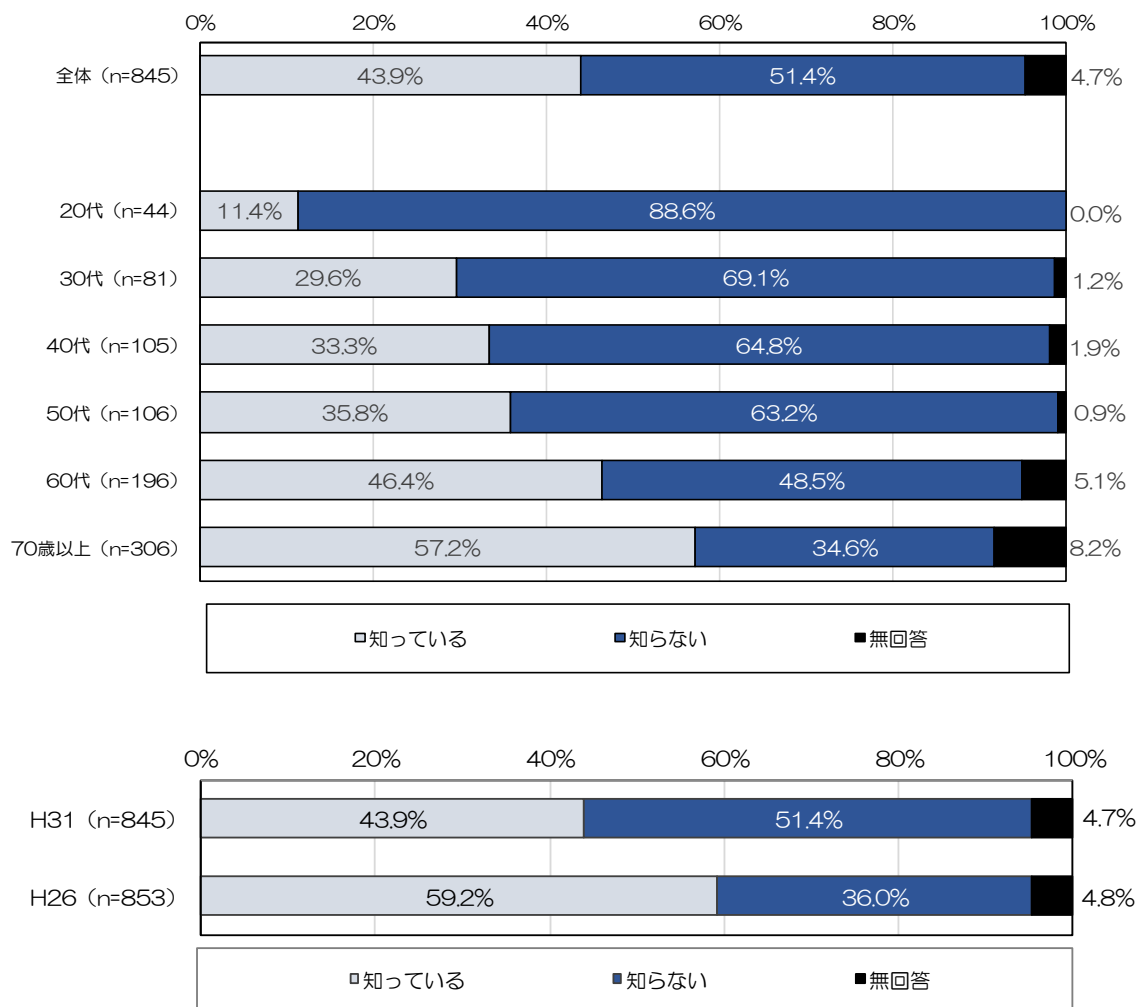


■ 社会福祉協議会について

【坂戸市社会福祉協議会の認知度】

坂戸市社会福祉協議会の認知度について、若い世代では認知度が低くなっていますが、年齢とともに上昇し、70歳以上では57.2%となっています。

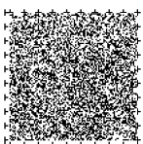
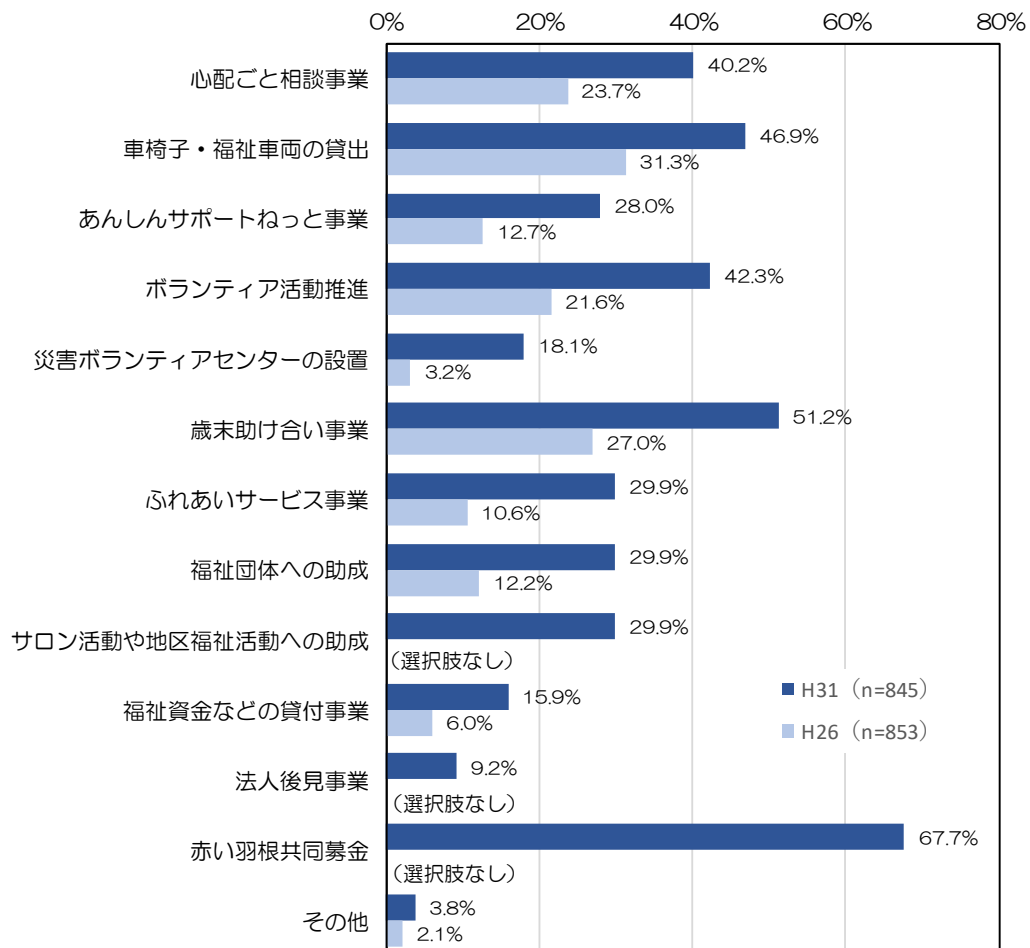
平成26年の調査と比較すると、認知度は59.2%から43.9%へ大幅に減少しています。認知度向上に向け、さまざまな機会を捉え周知することが重要となります。



【坂戸市社会福祉協議会の仕事の認知度】(複数回答 ※H26は3つまでの複数)

坂戸市社会福祉協議会の仕事の認知度については、「赤い羽根共同募金」が67.7%と最も多く、次いで「歳末助け合い事業」が51.2%、「車椅子・福祉車両の貸出」が46.9%、「ボランティア活動推進」が42.3%、「心配ごと相談事業」が40.2%などとなっています。「赤い羽根共同募金」は坂戸市社会福祉協議会の認知度を20ポイント以上超えており、坂戸市社会福祉協議会の仕事と知らずに事業そのものが認知されていることがうかがえます。

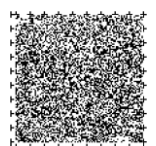
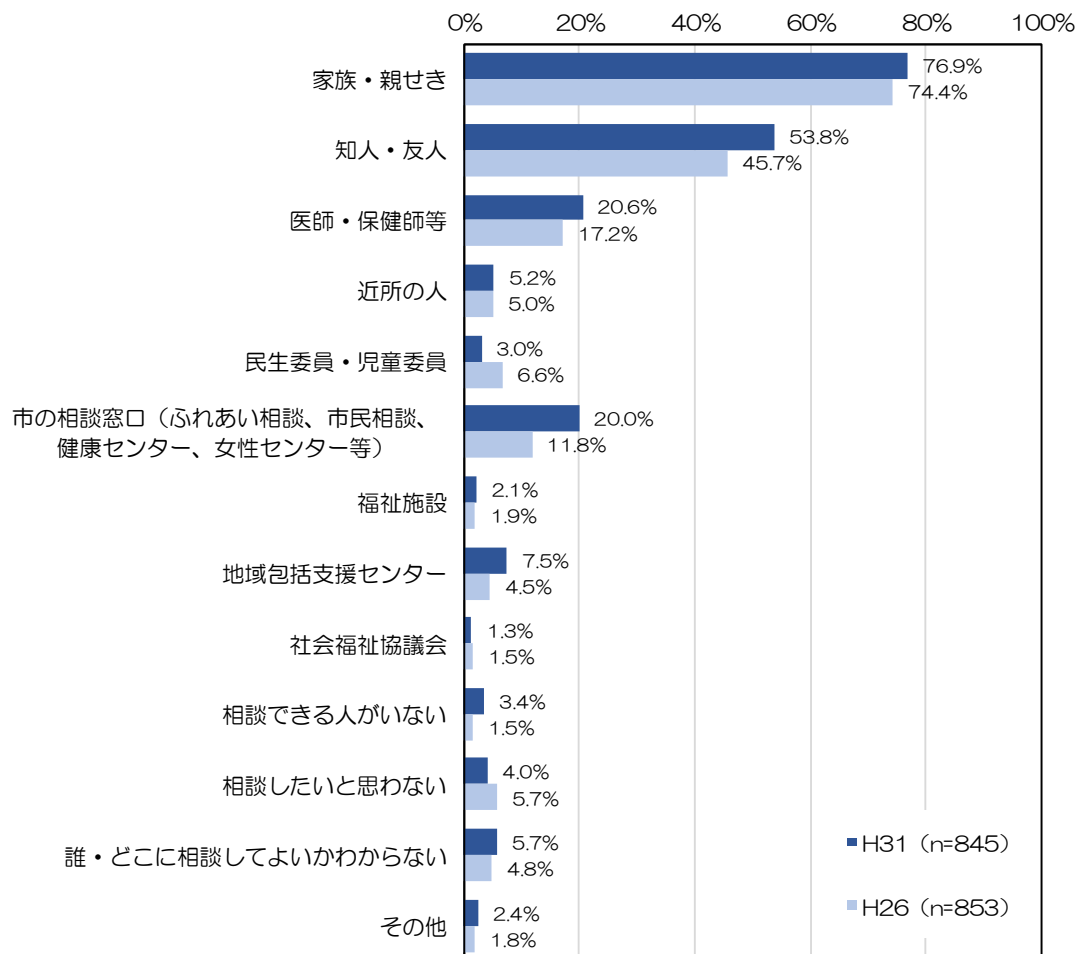
平成26年の調査では3つまでの選択でしたが、「車椅子・福祉車両の貸出」、「歳末助け合い事業」、「心配ごと相談事業」、「ボランティア活動推進」などは中でも回答が多く、事業として認知が進んでいると考えられます。



【悩みや不安についての相談先】（3つまでの複数回答）

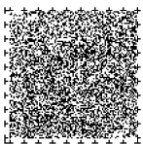
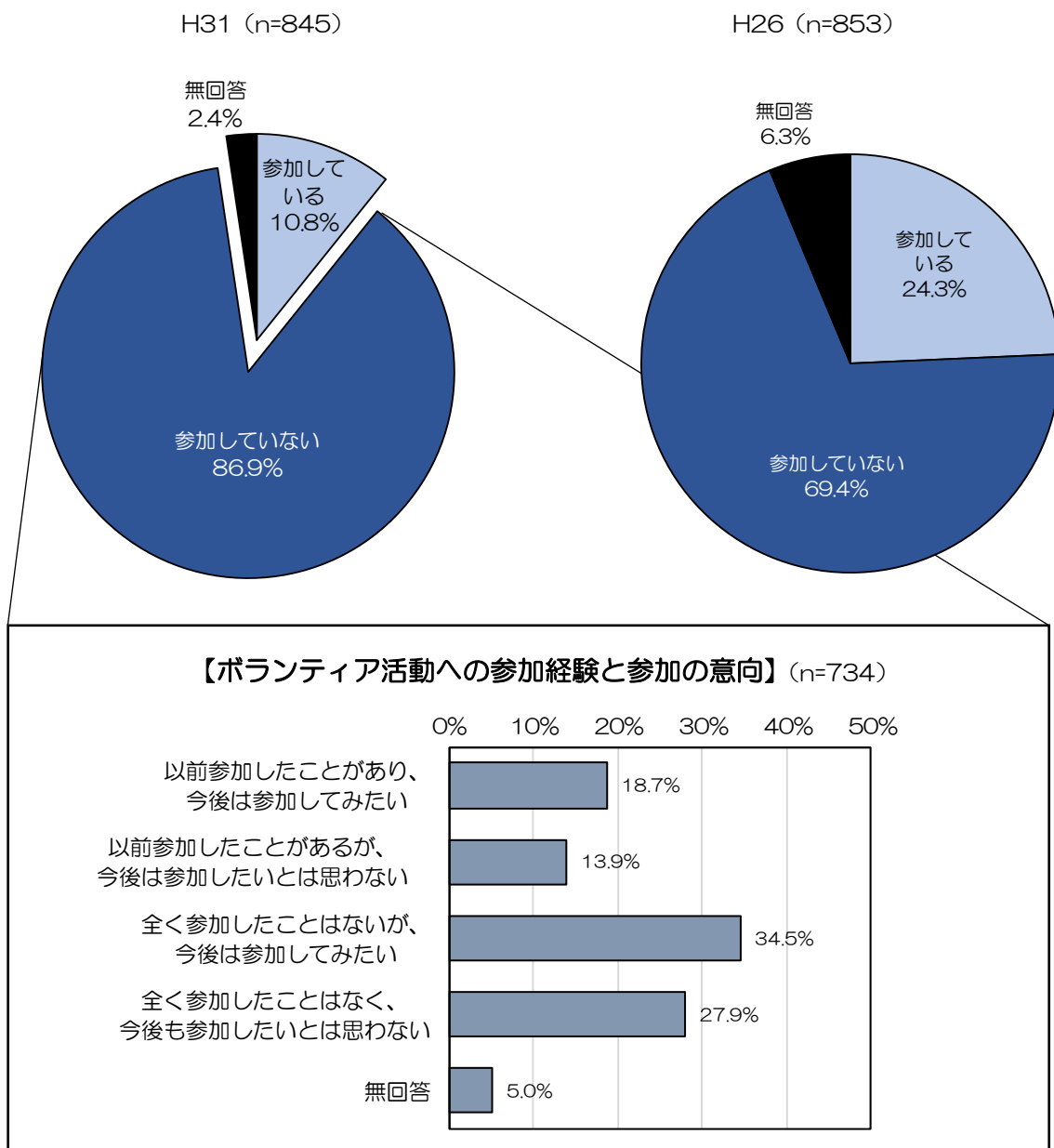
悩みや不安についての相談先としては、「家族・親せき」が76.9%と最も多く、次いで「知人・友人」が53.8%となっています。

平成26年の調査と比較すると、割合は低いものの「市の相談窓口（ふれあい相談、市民相談、健康センター、女性センター等）」が8.2ポイント増加し、1.7倍、「地域包括支援センター」も3.0ポイント増加し、同じく1.7倍となっています。「民生委員・児童委員」については、6.6%から3.0%へと半減しました。



【ボランティア活動への参加状況】

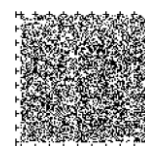
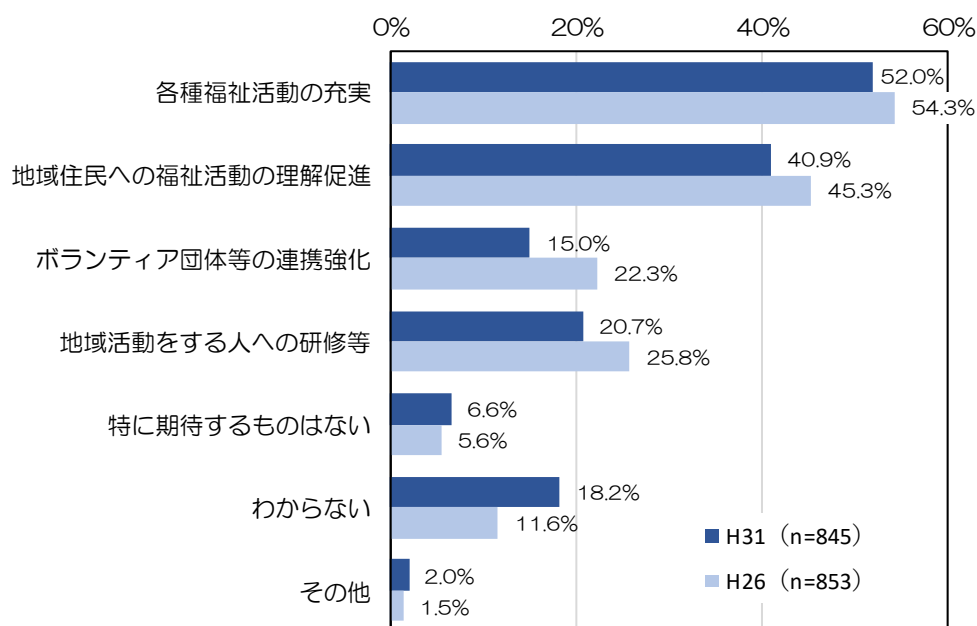
「ボランティア活動への参加状況」について「参加している」は10.8%で、平成26年の調査から13.5ポイント減少しました。「参加していない」と回答した人のうち、「今後は参加してみたい」と回答した人は、以前活動に参加したことのある人、全く参加したことがない人を合わせると53.2%と過半数を超えています。この参加意欲のある方を実際の活動に参加していただくための施策が重要となります。



【今後、坂戸市社会福祉協議会に期待すること】（3つまでの複数回答）

今後、坂戸市社会福祉協議会に期待することでは、「各種福祉活動の充実」が52.0%と最も多く、次いで「地域住民への福祉活動の理解促進」が40.9%、「地域活動をする人への研修等」が20.7%などとなっています。

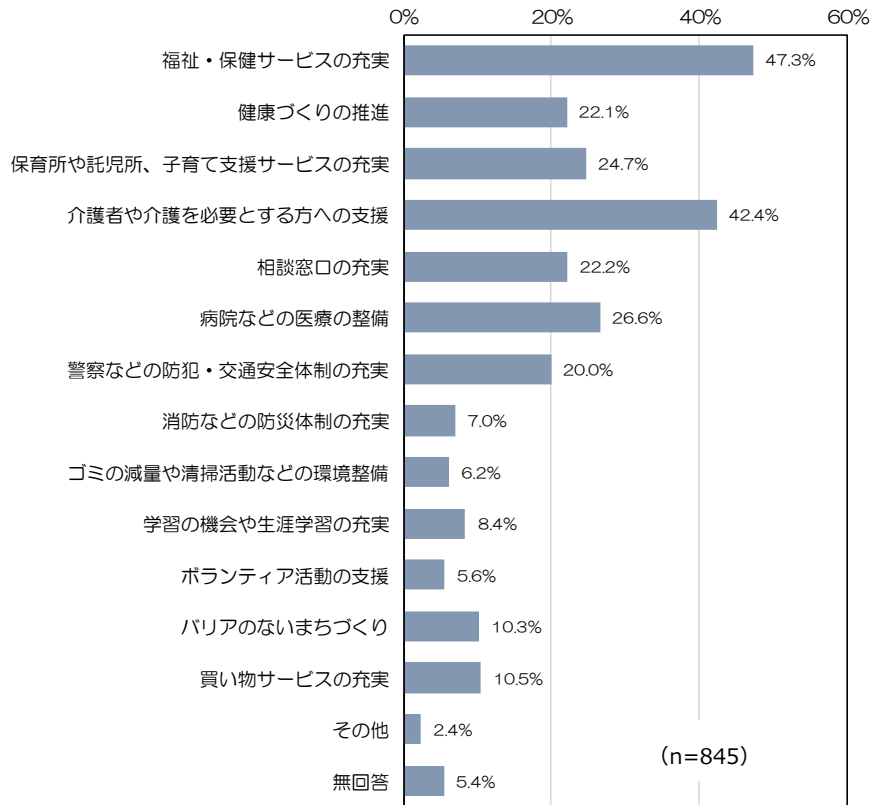
平成26年の調査でも上位の項目は変わりありませんが、いずれの項目も平成26年よりも2~5ポイント程度少なくなっており、一方で「わからない」は6.6ポイント多くなっています。



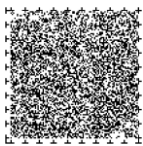
■その他

【今後、市に求める施策】(3つまでの複数回答)

今後市に求める施策は、全体では「福祉・保健サービスの充実」、「介護者や介護を必要とする方への支援」が多くなっています。年代別でみると、「福祉・保健サービスの充実」、「介護者や介護を必要とする方への支援」は40代以降の年代で多く、「保育所や託児所、子育て支援サービスの充実」は20代と30代で多くなっています。



	福祉・保健サービスの充実	健康づくりの推進	保育所や託児所、子育て支援サービスの充実	介護者や介護を必要とする方への支援	相談窓口の充実	病院などの医療の整備	警察などの防犯・交通安全体制の充実	消防などの防災体制の充実	ゴミの減量や清掃活動などの環境整備	学習の機会や生涯学習の充実	ボランティア活動の支援	バリアのないまちづくり	買い物サービスの充実
全体 (n=845)	47.3%	22.1%	24.7%	42.4%	22.2%	26.6%	20.0%	7.0%	6.2%	8.4%	5.6%	10.3%	10.5%
20代 (n=44)	34.1%	22.7%	45.5%	25.0%	18.2%	27.3%	27.3%	9.1%	9.1%	13.6%	4.5%	15.9%	11.4%
30代 (n=81)	38.3%	18.5%	61.7%	28.4%	13.6%	30.9%	23.5%	6.2%	6.2%	11.1%	3.7%	8.6%	7.4%
40代 (n=105)	50.5%	15.2%	33.3%	43.8%	21.0%	30.5%	19.0%	5.7%	6.7%	16.2%	4.8%	13.3%	9.5%
50代 (n=106)	53.8%	23.6%	24.5%	41.5%	24.5%	34.0%	17.0%	4.7%	1.9%	10.4%	4.7%	6.6%	11.3%
60代 (n=196)	45.9%	26.5%	23.0%	43.9%	25.0%	27.0%	22.4%	10.2%	6.1%	5.1%	7.1%	11.2%	8.2%
70歳以上 (n=306)	49.3%	21.9%	10.1%	47.7%	22.9%	21.9%	18.3%	6.2%	6.9%	4.9%	5.6%	9.5%	13.1%



3. 地区別懇談会（地域ミーティング）

本計画策定にあたり、第2期計画策定時と同様、市民の意見を計画に反映させるため、市内の地域ごとに地区別懇談会（地域ミーティング）・アンケート調査及び主任児童委員懇談会を実施しました。

実施内容と寄せられた御意見は以下のとおりです。

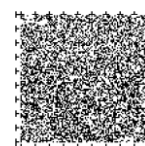
（1）懇談会実施状況

開催地区等	開催場所	開催日時	参加者数
西部	入西地域交流センター	平成30年12月20日（木） 午前9時30分～	23人
東部	若葉病院	平成31年1月24日（木） 午後1時30分～	16人
中央第二	中央公民館	平成31年1月22日（火） 午後1時30分～	25人
中央第一	コンプリオ広場	平成31年2月27日（水） 午後1時30分～	20人
中央第一	千代田公民館	令和元年6月21日（金） 午後1時30分～	23人
西部	入西地域交流センター	令和元年8月22日（木） 午前9時30分～	28人
中央第二	浅羽野公民館	令和元年8月23日（金） 午後1時30分～	36人
中央第三	北坂戸団地集会所	令和元年8月28日（水） 午後1時30分～	31人
東部	若葉病院	令和元年8月29日（木） 午後1時30分～	23人
主任児童委員 懇談会	坂戸市役所	令和元年8月7日（水） 午前10時00分～	15人

※平成31年4月1日から市内の圏域が5圏域に変更になりました。

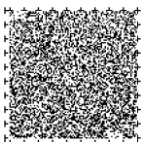
<参考>

開催地区	担当地区
東部	紺屋、中小坂、横沼、小沼、青木、東坂戸、石井、島田、赤尾、塚越、戸宮、栄
西部	新堀、堀込、小山、善能寺、竹之内、長岡、北浅羽、今西、金田、沢木、東和田、新ヶ谷、戸口、中里、塚崎、北峰、北大塚、にっさい花みず木、西インター、森戸、多和目、四日市場、厚川、萱方、欠ノ上、成願寺、けやき台、西坂戸、鶴舞
中央第一	鎌倉町、清水町、柳町、山田町、八幡、関間、千代田、坂戸
中央第二	日の出町、本町、仲町、元町、花影町、三光町、中富町、泉町、緑町、南町、浅羽、浅羽野、粟生田
中央第三	芦山町、薬師町、溝端町、末広町、伊豆の山町、上吉田、片柳、片柳新田

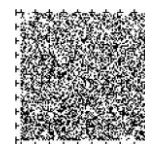


(2) 寄せられた主な御意見

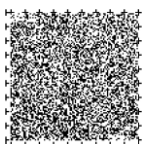
分野	御意見（地区）
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> • 独居者が増えている。（中央第一、中央第二、西部） • 高齢化が早く進んでいる。対応を考える必要がある。世代間の交流があると良い。（東部） • 高齢化が早く進んでいる。対応を考える必要がある。（中央第一） • 高齢者がひきこもりになりがち。（中央第二） • 生活に困っていることの見解をどう反映するか。助け合い団体の立ち上げ。（西部） • よく出かける人と自宅にいる人で2極化している。このような状況にどのように対応していくか考える必要がある。（中央第一） • サロンのメンバーが固定されている。「行きたい」けれど出て来られない人をどうするか考える必要がある。（中央第一） • 外出時の移動手段がなく、結果として通い先がなくなっている。（中央第一） • 免許返納後の交通手段がない。（中央第一） • さかっちバスをサロン経由としたり、需要の変動に柔軟に対応してもらえると良い。（中央第三） • 他市町では、安価での定額タクシーが利用できる場所がある。（中央第三） • 実際にサポートしている人がいるのかいないのか、いない場合にはどのようにサポートするのか、個人情報などを考慮しながら考える必要がある。（東部） • 地区の高齢者の全体像（人数や困りごとなど）が見えにくい。（西部） • 一軒一軒の状況を知ることが大切である。（中央第一） • 施設入所や法律などに関するシニア用窓口があるとよい。（中央第二） • 幼児や学童などの異世代との交流ができるオープンな場や施設があるとよい。（主任児童委員） • 独居の高齢者が多い中、日常のコミュニティが重要であると考え。コミュニティを好まない人もいるのでそのような人をどのように取り込んでいくかが重要である。（中央第三） • 一人暮らしあるいは夫婦だけの家が増えており、孤立が心配。（主任児童委員） • 高齢者は民間の介護タクシー等を利用して買い物に行っているが費用も高く、何度も使えるものではない。買い物サービス等保健福祉サービスの充実を望む声は多い。（東部）



分野	御意見（地区）
子育て	<ul style="list-style-type: none"> • 子育て中の年代の人との交流があまりない。「おばあちゃんの知恵袋」を学ぶ、交流の場が必要。（中央第一） • 子どもの遊ぶ公園が近くにない。（中央第二） • 地域に子育て世代が少ない。（中央第二） • スマホ、ネット社会になっていて、近所の人との会話が少なくなっている。（中央第二） • 情報がなく、困りごとを把握できない（中央第二） • 共働き世帯の子ども達の生活が不安。（西部） • 地区の子どもの全体像（人数や困りごとなど）が見えにくい。（西部） • 子ども会が無い、組織立ち上げの動きが芽生えない。（東部、西部） • 経済的な理由で学童に入れない子どもがいる。居場所を作ることができないか。（中央第三） • 食事が取れる施設が少ない。提供は難しくても、持ち込んだ食べ物を食べられるスペースが必要である。（主任児童委員） • 子ども会組織が無くなっているため、親同士の横のつながりが薄くなっているのではないか。（主任児童委員） • 特に母子家庭では、食事が取れていない子どもが多いような気がする。子ども食堂のような居場所が増えて欲しい。（主任児童委員） • 日本語が話せない外国人の保護者と学校が連絡をとるために、通訳などの支援員やボランティアがいると良いと思う。（主任児童委員） • 子どもの情報が入らず、地域で気づかないことが多い。子どもたちについての情報開示に学校によって差があると感じる。（主任児童委員） • 子ども達と接する機会が少なく、保護者からの相談を受ける土台がない。（主任児童委員） • ファミリー・サポート・センターの協力会員は経済的負担が大きい。初期の研修時間が減り、心配である。（主任児童委員） • 児童館の昼休みも、子どもが館内に留まれるようにはできないか。（主任児童委員） • 子育てサロンについて情報の共有がされていない。（主任児童委員） • 子育て世代が民生委員・児童委員、主任児童委員を知らない。（主任児童委員）



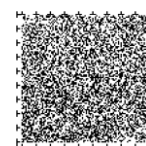
分野	御意見（地区）
障害者	<ul style="list-style-type: none"> • アプローチの仕方がわからない。地域とのつながりが狭い。（中央第一） • 相談先が少ない。（中央第一） • 自宅にとどめるのではなく、地域で温かく見守る必要がある。（中央第一） • エレベーターの無い団地は住むのに不便。（中央第一） • 若い人が担い手として少ない。（西部） • 地区の障害者の全体像（人数や困りごとなど）が見えにくい。（西部） • バリアフリーでない。集会所に段差がありスロープが欲しい。（東部） • 実際にサポートしている人がいるのかいないのか、いない場合にはどのようにサポートするのか、個人情報などを考慮しながら考える必要がある。（東部） • 後天的に障害者となった方への支援方法が一元化されておらず、支援が遅れたという事例がある。（主任児童委員）
コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> • 集える場がなく、コミュニティを開きにくい。自由に使える集会所が欲しい。（西部） • 集える場所がないので、居場所づくりをして欲しい。（中央第一） • 市外からの転入者が多い地区では住民同士のつながりを作る工夫が必要。（中央第一） • 新たに転入してきた人とのつながりが薄い。アパート等の集合住宅から町内会への参加が少ない。（中央第一、主任児童委員） • 団地内で隣人を知らない人がいる。住民同士の交流がない。（中央第一、中央第二） • バスの本数が少なく、路線変更で不便になった。（中央第一、中央第三） • 自治会の催物等に参加する人が限定されている。参加してくれない人が心配。（中央第一、東部） • 自治会員が非常に少ない。（東部） • コミュニティ活性化のためには、1年交代の区長ではない責任者が必要。（西部） • 規模の大きな自治会は、区長と民生委員一人ずつでの現状把握が難しい。（主任児童委員） • 施設や民間業者等、充実してきているが、コミュニティや情報共有が追いついていない。（主任児童委員） • 習慣等が異なる外国人市民に違和感を持つ人もいるようだ。（主任児童委員）



分野	御意見（地区）
その他	<ul style="list-style-type: none"> • 買物困難者が増えている。買物弱者対策についても考えていく必要がある。（中央第一） • 空き家が増えている。コミュニティサロンにできないか。（中央第一、主任児童委員） • 他市町との広域的福祉についての交流を考え、広めていきたい。（中央第一） • 地域に見守り役が必要だと思う。助け合い支え合う人づくりのため、研修と行動力の養成が必要。（中央第一） • 生活習慣や文化の異なる外国人が増加している。それらの人への福祉・対応はどうなっているのか。（西部、中央第二） • 地域活動のリーダーを育てることが必要。（西部） • 次期計画には「有償ボランティア」も視野に入れるべきではないか。（中央第二） • ファミリー・サポート・センターが、移転後利用しづらくなった。（主任児童委員） • 子ども達が福祉について学ぶ機会が少ない。出前講座が、翌年につながらないことがある。継続して行われる仕組みづくりをしてほしい。（主任児童委員） • 横のつながりがとても大切である。（中央第二、中央第三） • 空き家が増えている。（主任児童委員） • 外国人の増加によりトラブル等がある。（西部）

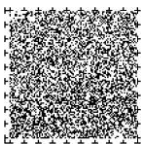


【地域ミーティング】

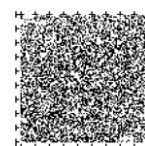


4. 地域福祉の視点からみた坂戸市の課題

- ◆ 総人口に占める高齢者の割合が上昇を続けており、地域ミーティングでも、地域の実感として指摘されています。
増加する高齢者の中でも、家から出ず、地域活動への参加もなく孤立している独居高齢者などと地域のつながりを確保することの検討が重要となっています。
- ◆ 特に他の自治体から転入した新しい市民の地域活動や自治会への加入状況が、低調な状況です。地域活動の基本となる自治会への加入を促進する活動が必要です。
- ◆ 免許を返納したり、高齢のために移動が困難となった人に対して、病院や商店、サロンなどへの交通手段の提供が求められています。市民バスの充実と併せて、他の交通手段の導入も検討していく必要があります。
- ◆ 市民アンケート調査において、近所付き合いがより希薄化している傾向がみられています。また、地域活動に参加している人、ボランティア活動に参加している人も、平成26年と比較して大きく減少し、「福祉は行政の責任でおこなうべき」との回答は増加しています。地域福祉や共生社会の考え方について市民の理解を深めるため、更なる周知活動を推進する必要があります。
- ◆ 子どもへの支援が必要とされており、学習支援や居場所づくりを行い、負の連鎖を断ち切る支援が必要とされています。
- ◆ 外国籍の方の存在が身近になり、生活習慣などの違いがあるため、コミュニケーション支援の必要性が指摘されています。有償を含むボランティアの活用を含む通訳支援などの仕組みの検討が必要とされています。



- ◆ 心配ごとの相談先として「市の相談窓口（ふれあい相談、市民相談、健康センター、女性センター等）」とした回答が、平成 26 年の調査よりも大きく増加しました。一方、「社会福祉協議会」との回答は 1%台に留まり、認知度も平成 26 年よりも減少し、半数を下回りました。今後、市においては相談窓口の継続的周知、坂戸市社会福祉協議会としては認知度の向上に向け、さまざまな機会を捉えた周知活動が重要となっています。



第1章

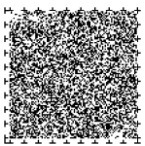
第2章

第3章

第4章

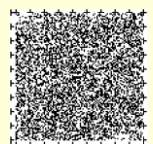
第5章

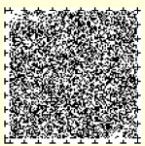
資料編



第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念
2. 基本目標
3. 圏域の設定
4. 計画の体系





第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

平成 29（2017）年度からの「第6次坂戸市総合振興計画・後期基本計画」では、基本理念「参加と協働」、「健康と安心」、「環境との共生」及び将来都市像「笑顔でつなぐ 躍動のまち、さかど」を継承し、「～ともに支え合う健康と安心のまち～」を「健康・福祉、安全・安心」の分野における施策の基本方向（まちづくりの目標）としています。

この上位計画の方向性を踏まえ、本計画においても第2期計画の基本理念を引き継ぎ、令和の時代の地域福祉を推進します。

坂戸市地域福祉計画・坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画

基本理念

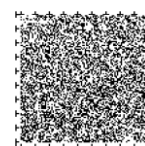
みんなが主役 誰もが幸せに暮らせる
支え合いのまち さかど

2. 基本目標

基本理念が示すまちづくりに向け、本計画では、第2期計画の基本目標を踏まえつつ、地域福祉の更なる発展と充実を目指し、基本目標を「コミュニティの活性化」「サービス基盤の整備」「支え合いの仕組みづくり」「安全・安心の暮らしの実現」と設定します。

また、基本目標の内容をより鮮明にするために、それぞれの目標にサブタイトルを付加しました。

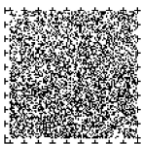
基本目標 1 コミュニティの活性化	安心で住みよい地域をつくれます
基本目標 2 サービス基盤の整備	必要な支援がいつでも受けられるようにします
基本目標 3 支え合いの仕組みづくり	ボランティア活動が活発に行えるようにします
基本目標 4 安全・安心の暮らしの実現	安全・安心に生活できる環境をつくれます



3. 圏域の設定

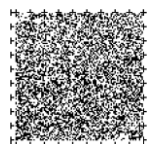
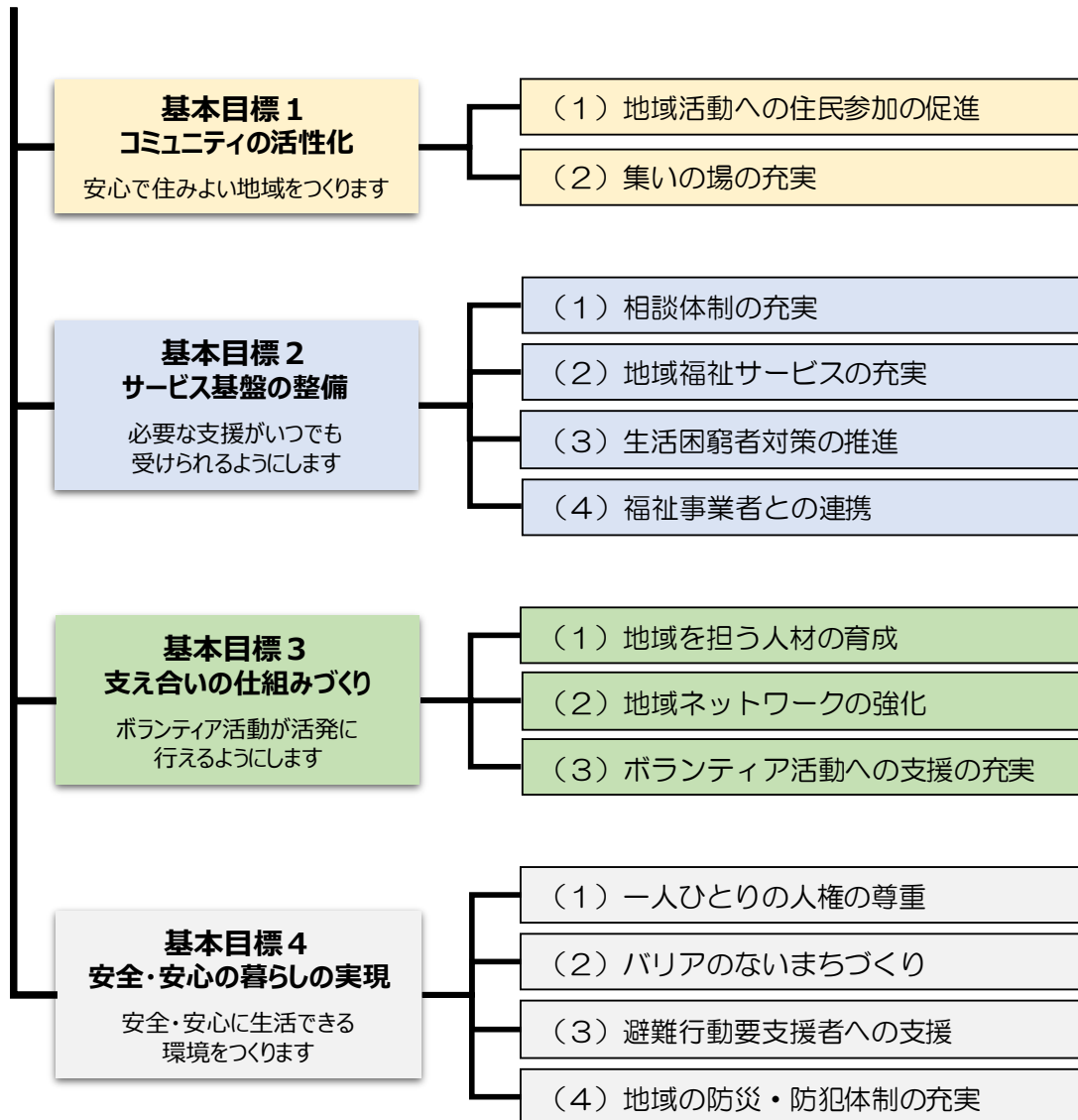
福祉活動は、身近な地域で行われるものから、市全域を対象として行われるものまで、それぞれの活動に見合う適切な範囲で行われていますが、坂戸市地域福祉計画・坂戸市地域福祉活動計画では、第1期計画から市の圏域を下記の4つの圏域で捉え、各段階に応じた主体により、福祉活動を展開してきました。

本計画においても、市民に定着しているこの圏域を変えることなく、各圏域における機能・役割、体制等の整備を進め、地域福祉活動の充実を図ります。



4. 計画の体系

● 基本理念 みんなが主役 誰もが幸せに暮らせる 支え合いのまち さかど



第1章

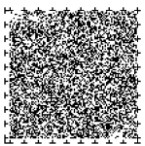
第2章

第3章

第4章

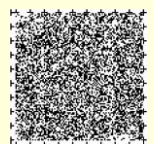
第5章

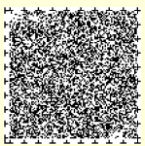
資料編



第4章 地域福祉施策、 地域福祉活動の展開

- 基本目標1 コミュニティの活性化
- 基本目標2 サービス基盤の整備
- 基本目標3 支え合いの仕組みづくり
- 基本目標4 安全・安心の暮らしの実現





第4章 地域福祉施策、地域福祉活動の展開

基本目標1：コミュニティの活性化

(1) 地域活動への住民参加の促進

■現状

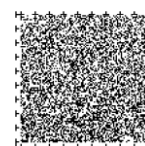
- ・高齢化が進む中であっても地域における活動は活発に行われていますが、活動に参加する人と、地域で孤立する人との2極化が懸念されています。接点の乏しい人へのアプローチが課題となっています。
- ・地域における活動の母体となる自治会への加入率が低下し続けています。特に市外から転入してきた方の参加率が低く、そうした未加入者に対する加入や、地域活動への参加を促す働きかけが必要とされています。

■計画の方針

- ・地域における福祉活動が円滑に進められるよう、自治組織の強化に向けた支援を行います。
- ・地域の課題やニーズを的確に把握するため、区・自治会や民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等、地域で活動する組織との連携を進めます。

■市の取組

主な取組	事業内容	担当課・所
自治組織への加入促進	市の窓口等での加入促進チラシの配布や市ホームページに加入手続のための情報を掲示します。 また、区長会や宅地建物取引業協会の支部と連携を図りながら市在住の未加入者や転入者等に対し啓発を行います。	市民生活課
住民自治組織に対する運営費等交付金の交付	住民自治組織の運営を支援するため、区・自治会へ自治会運営費交付金として、行政連絡事務交付金、組織運営費交付金、環境衛生費交付金及び広報紙等配布交付金を交付します。	市民生活課
市民との協働による公園管理の実施	地域活動の一貫として、街区公園の清掃が地元自治会やNPO、福祉団体等により継続実施される仕組みの整備を進めます。	維持管理課



地域の支え合いの組織づくり	住民の困りごとを住民で支える地域活動の仕組みづくりを進めます。 支え合いの団体に対して介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービスの補助や地域の支え合いについて話し合う場を設置します。 【高齢者福祉計画・介護保険事業計画】	福祉総務課 高齢者福祉課
---------------	--	-----------------

指標・目標

取組	指標	現 状	目 標	担当課・所
		平成 30 年度	令和 6 年度	
自治組織への加入促進	自治組織への加入率	69%	現状維持	市民生活課

■社会福祉協議会活動計画の方針

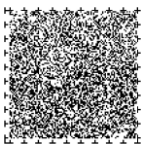
- ・地域福祉活動において最も重要な「住民参加」が活発に行われるよう、生活支援コーディネーターの配置等により、地域の課題の解決やコミュニティの活性化につながる市民の取組を支援する体制強化を図ります。

■社会福祉協議会の取組

実施事業名	事業内容	方向性
福祉委員制度の再構築	日常生活圏において、見守りや福祉サービスの情報提供ができるような福祉委員制度を目指します。	関係機関と調整をしながら福祉委員制度の再構築を行います。

指標・目標

取組	指標	現 状	目 標
		平成 30 年度	令和 6 年度
福祉委員制度の再構築	福祉委員制度の再構築	実施	実施



(2) 集いの場の充実

■現状

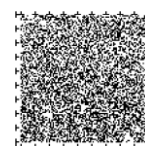
- ・コミュニティ活動を行うために必要な「集うことのできる場」が不足しています。また、高齢者や障害のある人への配慮として、既存の集会所のバリアフリー化が求められています。

■計画の方針

- ・誰もが自由に訪れ、過ごし、交流し、時に助け合いが生まれるサロン活動の充実を図ります。
- ・子育てに不安を抱く親たちが安心して過ごし、子どもを遊ばせることのできる拠点の整備を進めます。

■市の取組

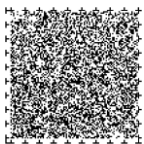
主な取組	事業内容	担当課・所
集会所整備事業を実施する地区団体への補助	地域のコミュニティ活動への支援として、地区集会所を整備（新築・修繕）する自治会に補助金を交付します。	市民生活課
児童センターにおける「ママのつどい」等の事業の実施	子育ての不安や負担の軽減を図るため、つどいの広場やママのつどい等、乳幼児親子が気軽に集い、交流や情報交換、相談ができる場を運営します。 【子ども・子育て支援事業計画】	子育て支援課
子育てサロン、子育てサークルへの支援の実施	子育て支援センターで、自主サークル及び子育てサロンへ遊びの提供や遊具の貸出等の活動支援を行います。	保育課
世代間交流室の利用促進	さまざまな授業等を活用し、世代間交流に努めます。	学校教育課
安全・安心な利用に資する公園の維持管理の実施	遊具の法定点検に併せ、施設の点検や修繕を実施していきます。また、公園の見通しを確保するため、樹木のせん定を実施します。	維持管理課
余裕教室を利用した学校応援団の拠点体制の充実	余裕教室を利用し、学校応援団の拠点体制の充実を図ります。	学校教育課



親子教室、ソーシャルクラブ、家族の集い等の実施	乳幼児の発達・育児支援のための「のびのび親子教室」、精神障害者の社会参加や社会復帰を促進するための「ソーシャルクラブ」、精神障害者の家族支援のための「家族のつどい」を開催します。	市民健康センター
高齢者の居場所として介護予防自主グループへの支援	介護予防に取り組みながら、高齢者が交流を図る「さかどお達者体操」自主グループの支援を行います。 【高齢者福祉計画・介護保険事業計画】	高齢者福祉課

指標・目標

取組	指標	現 状	目 標	担当課・所
		平成30年度	令和6年度	
児童センターにおける「ママのつどい」等の事業の実施	事業の参加者数	22,001人	増	子育て支援課
高齢者の居場所として介護予防自主グループへの支援	自主グループ数	32グループ	増	高齢者福祉課



■社会福祉協議会活動計画の方針

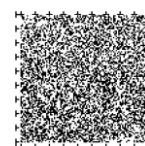
- さまざまな福祉活動の、それぞれの目的にあった住民が集える場の有効性を、広く周知します。
- 「集いの場」が有意義なものとなるよう、内容に市民の関心を引きつける工夫をこらします。

■社会福祉協議会の取組

実施事業名	事業内容	方向性
ふれあい・いきいきサロン推進事業	身近な集会所・公民館等を拠点に、そこに住む高齢者・障害者・子育て中の親と子などが気軽に集まり地域の仲間づくり、生きがいづくりができる「ふれあい・いきいきサロン」事業を推進します。	小地域で行う、ふれあい・いきいきサロンの活動を支援し、拡充を図ります。
ボランティアサロンの実施	地域住民が気軽に集い、切手整理のボランティアを行いながら、地域の情報交換や仲間づくりの場として、実施しているボランティアサロンの開催場所を増やすように努めます。	ボランティアアドバイザーの協力でボランティア活動への参加を円滑にします。

指標・目標

取組	指標	現 状	目 標
		平成30年度	令和6年度
ふれあい・いきいきサロン推進事業	ふれあい・いきいきサロンの数	26団体	31団体



基本目標2：サービス基盤の整備

(1) 相談体制の充実

■現状

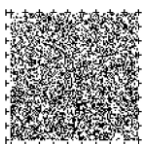
- アンケート調査において、今後市に求める施策として「相談窓口の充実」との回答が40代以上で2割を超えています。
- DV被害やひきこもりなど深刻な問題に対しては、相談対応者の専門性の向上を図るとともに、専門機関へのつなぎなど、多方面の連携が必要とされています。

■計画の方針

- 複雑で多岐にわたる地域の課題に対し、各関係機関が連携を強化して解決にあたることのできる体制の整備を推進するとともに、相談員の対応力の向上を図ります。

■市の取組

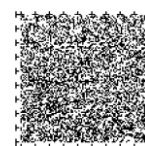
主な取組	事業内容	担当課・所
DV等への相談体制の充実	DV被害者のための女性相談、DV被害者支援のための庁内会議、DV防止のための啓発活動等を行います。 【男女共同参画プラン】	人権推進課
ひきこもり問題への相談体制の充実	それぞれ異なる経緯や事情を抱えているひきこもり状態にある方やその家族に対して、関係課が連携し、支援を行います。	福祉総務課 高齢者福祉課 障害者福祉課 市民健康センター
地域包括支援センターによる相談・支援業務の実施	地域包括支援センターを高齢者の身近な相談窓口として、相談支援等の充実を図ります。 【高齢者福祉計画・介護保険事業計画】	高齢者福祉課
児童相談事業の運営、充実	家庭児童相談室を運営し、児童の養育に関連した問題の解決を図ります。 また、関係機関との連携や研修を通じ、相談体制の充実を図ります。 【子ども・子育て支援事業計画】	子育て支援課



成年後見制度の利用促進	認知症や知的・精神障害などで判断能力の十分でない人が、不利益を被ることなく安心して地域で暮らせるために、権利擁護に関する相談事業、成年後見等に関する体制づくりの整備に努めます。 また、成年後見センターの設置及び権利擁護支援の地域ネットワークを段階的に整備します。 【障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画】	高齢者福祉課 障害者福祉課
言語発達遅滞児支援事業の運営、充実	ことばの遅れ等がある児童とその保護者を対象に、言語発達遅滞児支援を行います。 【子ども・子育て支援事業計画】	子育て支援課
市民相談事業の実施	各種相談事業を実施し、適切な指導や助言を行います。	市民生活課
消費生活相談事業の実施	さまざまな消費者トラブルに対して、消費生活相談員による相談事業を実施し、問題解決を図ります。	市民生活課
障害者等相談支援事業の充実	坂戸市障害者等相談支援センター・坂戸市障害者等基幹相談支援センターにおける相談支援等の充実、強化を図ります。 【障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画】	障害者福祉課
多胎児をもつ保護者への支援	双子等の多胎児親子を対象に交流や情報交換・相談ができる場である「えだまめキッズ」を実施し、育児の不安や負担の軽減を図ります。 【子ども・子育て支援事業計画】	子育て支援課

指標・目標

取組	指標	現 状	目 標	担当課・所
		平成 30 年度	令和 6 年度	
児童相談事業の運営、充実	相談件数	2,937件	継続	子育て支援課
地域包括支援センターによる相談・支援業務の実施	相談件数	5,308件	継続	高齢者福祉課
障害者等相談支援事業の充実	相談件数	4,773件	継続	障害者福祉課



■社会福祉協議会活動計画の方針

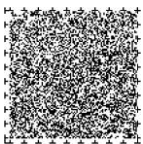
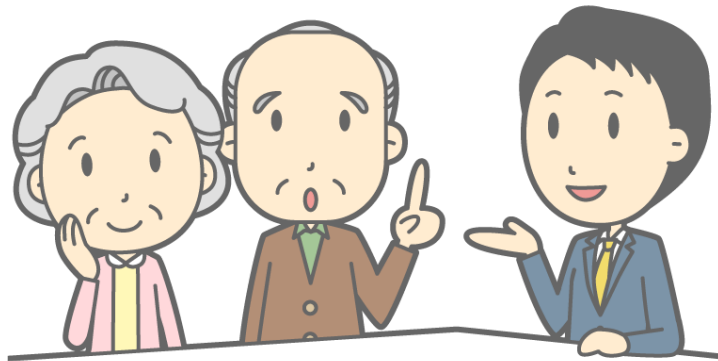
- ・地域活動やボランティア活動を行っている人との連携体制を日常的につくり、援助を必要としている人へ緊急時の総合相談ニーズにもこたえられるよう、備えます。

■社会福祉協議会の取組

実施事業名	事業内容	方向性
相談所・相談窓口の充実	相談員が市民からの各種相談に応じ、適切な機関につなげる等問題の解決を支援します。	出張相談所を設けるとともに、社協の窓口での相談機能強化を図り、総合的に支援ができるよう努めます。

指標・目標

取組	指標	現 状	目 標
		平成30年度	令和6年度
相談所・相談窓口の充実	心配ごと相談所相談件数	62件	継続



(2) 地域福祉サービスの充実

■現状

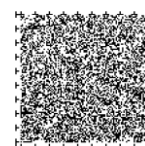
- ・自動車運転免許返納を行う高齢者が増加し、地域において利便性の高い交通手段が強く求められています。
- ・高齢者の増加が、権利擁護事業への潜在的ニーズを高めています。
- ・ひとり親家庭の子どもへの育成への支援や増加する外国籍市民のコミュニケーションへの配慮を求める声があります。

■計画の方針

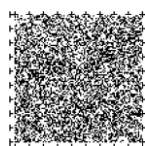
- ・各関係機関が連携し、子育て世代、高齢者、障害者を対象とした個別の計画に基づいた福祉サービスの充実や利用促進を図ります。

■市の取組

主な取組	事業内容	担当課・所
食生活改善推進員による料理教室の開催	地域の健康増進に寄与することを目的に活動する食生活改善推進員による料理教室「食改さんの伝達クッキング」を公民館等で実施します。 【健康なまちづくり計画】	市民健康センター
健康づくりに取り組む自主グループへの支援	健康づくりに取り組む自主グループを支援するため、体力測定や運動指導を行います。	市民健康センター
放課後子ども教室における地域サポーター等の募集	地域の方々にサポーターとして参画していただき、子どもたちに昔の遊びを教えたり、スポーツ活動などを見守ります。	社会教育課
ファミリー・サポート・センターの運営	地域における子育て支援の一環として、育児の援助を受けたい人で行いたい人からなる会員組織の「さかどファミリー・サポート・センター」を運営します。 【子ども・子育て支援事業計画】	子育て支援課
民生委員・児童委員活動への支援	地域福祉を推進する民生委員・児童委員の活動を、相談窓口の紹介や情報提供、補助金の支給等で支援します。	福祉総務課
高齢者の在宅福祉サービスの利用促進	高齢者福祉ガイドを作成し、高齢者の在宅福祉サービスの周知、利用促進を図ります。	高齢者福祉課



障害福祉サービスの利用促進	手帳取得者に「障害者等のてびき」を配布し、各種障害福祉サービスの利用促進を図ります。 【障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画】	障害者福祉課
子ども・子育て支援サービスの推進	坂戸市子ども・子育て支援事業計画を計画的に推進し、サービスの充実を図ります。 【子ども・子育て支援事業計画】	子育て支援課
障害者計画等に基づくサービスの推進	坂戸市障害者計画・坂戸市障害福祉計画・坂戸市障害児福祉計画を計画的に推進し、サービスの充実を図ります。 【障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画】	障害者福祉課
障害のある方の権利擁護に関する支援の実施	障害者等相談支援センターを中心に、権利擁護、成年後見制度の利用に関する相談・支援を実施します。 【障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画】	障害者福祉課
高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づくサービスの推進	高齢者福祉事業及び介護保険事業を計画的かつ円滑に実施し、高齢者福祉サービスの一層の充実を図ります。 【高齢者福祉計画・介護保険事業計画】	高齢者福祉課
高齢者の権利擁護、成年後見制度利用への支援	地域包括支援センターを中心に、権利擁護、成年後見制度の利用に関する相談・支援を実施します。成年後見制度を利用するにあたり申請ができる人がいないときは、市が代わって手続を行います。 【高齢者福祉計画・介護保険事業計画】	高齢者福祉課
健康なまちづくり計画の推進	市民の健康増進のために、「坂戸市健康なまちづくり計画」に盛り込まれた施策を推進します。 【健康なまちづくり計画】	市民健康センター 市民生活課
公共交通の充実	自動車運転免許を返納したり、長距離の移動が困難な高齢者からの移動支援に関する強いニーズに応えるため、「さかっちバス」・「さかっちワゴン」の利便性の更なる向上を図ります。	交通対策課



指標・目標

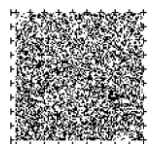
取組	指標	現 状	目 標	担当課・所
		平成 30 年度	令和 6 年度	
民生委員・児童委員活動への支援	民生委員・児童委員の充足率	95.9%	100%	福祉総務課

■社会福祉協議会活動計画の方針

- ・住み慣れた地域で安心した暮らしを続けることができるよう、地域に暮らすさまざまな人の生活課題やニーズをくみ取り、的確な支援・利用されやすいサービスが提供できる体制を整備します。

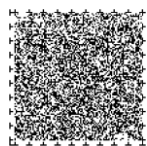
■社会福祉協議会の取組

実施事業名	事業内容	方向性
福祉サービス利用援助事業の実施	判断能力の十分でない人が住み慣れた地域で安定した生活が送れるよう、地域包括支援センターや民生委員・児童委員等と連携し、福祉サービス利用援助事業の推進に努めます。	サービスの周知を図るとともに、関係者との連携を密にし、利用者への支援を行います。
法人後見事業の実施	法人として法人後見事業を実施し、後見を必要とする人に対する相談の実施等による後見申立ての支援を行うとともに、市から市民後見推進事業を受託し、養成講座や啓発講座等により後見人制度の周知を図ります。	安定した後見事務を行うとともに、更なる受任を目指します。 また、市民後見人候補者名簿登録者の後見人受任に向け、支援体制を整備します。
福祉機器貸出の充実	日常生活の負担の軽減と社会参加の促進を目的として車椅子や福祉車両の貸出を行い、市民の日常生活の向上を図りサービスの充実に努めます。	一時的に必要な車椅子や福祉車両が安心して利用できるよう、点検整備を実施し、貸出を行います。
ふれあいサービスの充実	有料で家事援助を中心としたお手伝いをするサービスを、誰もが利用しやすいサービスになるように推進します。	地域住民が相互に支え合う住民参加型による活動を推進します。



指標・目標

取組	指標	現 状	目 標
		平成 30 年度	令和 6 年度
福祉サービス利用援助事業の実施	契約件数	16件	25件
法人後見事業の実施	受任件数	事業開始 1件	16件
ふれあいサービスの充実	利用会員数	21人	30人



(3) 生活困窮者対策の推進

■現状

- 生活困窮者自立相談支援窓口へは、年間で350件程度の相談が寄せられています。
- 生活保護を受けている世帯や人員は、平成29年以降減少傾向にありますが、平成31年4月1日時点においても、対象世帯数は600世帯、対象人員は700人を超えています。

■計画の方針

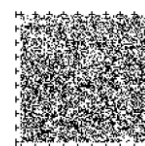
- 生活困窮者自立支援法に則り、生活保護に至る手前の段階における自立支援を、関係機関と連携し総合的に推進します。

■市の取組

主な取組	事業内容	担当課・所
生活困窮者に対する自立支援	生活困窮者の自立の促進を図るため、関係機関と連携を図りながら、生活困窮者自立支援法が定める自立相談支援事業を実施します。	福祉総務課

指標・目標

取組	指標	現 状	目 標	担当課・所
		平成30年度	令和6年度	
生活困窮者に対する自立支援	就労・増収率	22.3%	50%	福祉総務課



■社会福祉協議会活動計画の方針

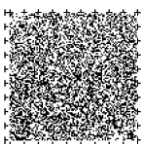
- ・関係機関との連携を図りながら、必要に応じ生活困窮者への貸付け等の支援と、生活課題の解決のための助言や援助を行います。

■社会福祉協議会の取組

実施事業名	事業内容	方向性
生活困窮者への自立支援	生活福祉資金などの貸付制度の適正な運営を図るとともに、生活困窮者が経済的自立と安定した生活を送れるよう相談援助と必要な貸付けを行います。 また、彩の国あんしんセーフティネット事業を実施するほか、関係機関と連携をとりながら、課題に対応できる適切な窓口につなげられるよう支援します。	生活困窮者に対応するため、資金貸付事業等の運営強化を図ります。 複雑化する課題に的確に対応できるよう、相談員の資質向上に努めます。

指標・目標

取組	指標	現 状	目 標
		平成30年度	令和6年度
生活困窮者への自立支援	関係機関と連携し相談援助を行う	実施	実施



(4) 福祉事業者との連携

■現状

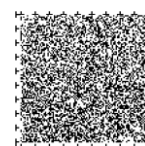
- ・高齢者人口の増加とともに、要介護認定者も増加する傾向にあります。
- ・障害者手帳所持者数は、精神障害者保健福祉手帳所持者及び療育手帳所持者を中心に増加傾向にあります。
- ・福祉のニーズが多様化・複雑化し、多職種連携によるサービスの提供が必要とされています。
- ・社会福祉法人は、複雑多様化した地域の生活課題の解決等に向け、既存の社会保障制度等では対応困難な地域ニーズを積極的に把握するとともに、地域福祉の担い手として、福祉サービスの充実を図ります。

■計画の方針

- ・民生委員・児童委員、自治会や社会福祉協議会、福祉サービス提供者や事業者、各関係機関等が連携し、問題や困難を抱えた人に適切な相談支援ができる体制を充実させます。
- ・市が行う社会福祉法人の指導監査等の際に、市内の社会福祉法人が地域福祉の推進につながる取組を実施するよう提案や働きかけを行います。

■市の取組

主な取組	事業内容	担当課・所
福祉サービス事業者などとの連携強化	福祉施設や福祉サービス事業者などと総合的に連携を図るための組織体制を構築していきます。	高齢者福祉課 障害者福祉課 子育て支援課 保育課
社会福祉法人、福祉サービス事業者の指導監査	適正な法人運営の確保及び会計処理の適正化に重点を置き、社会福祉法人の指導監査を実施します。また、福祉サービスの向上、円滑な事業運営の確保を図るため、関係課と連携して事業者の現地指導等を行います。	福祉総務課 高齢者福祉課 保育課 障害者福祉課
社会福祉法人が行う地域における公益的な取組の推進	市内の社会福祉法人が地域福祉の推進につながる取組を実施するよう提案や働きかけを行います。	福祉総務課



指標・目標

取組	指標	現 状	目 標	担当課・所
		平成 30 年度	令和 6 年度	
社会福祉法人、福祉サービス事業者の指導監査	監査指摘件数 (1社会福祉法人当たり)	18件	5件	福祉総務課
社会福祉法人が行う地域における公益的な取組の推進	地域における公益的な取組実施法人数	2法人	9法人	福祉総務課

■社会福祉協議会活動計画の方針

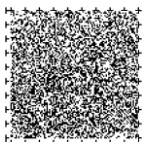
- ・多種多様化している市民の福祉ニーズに対応できるよう、福祉事業者や福祉関係団体との連携強化のための体制を整備します。

■社会福祉協議会の取組

実施事業名	事業内容	方向性
福祉関係団体連絡会議の推進	福祉関係団体の連携を図るため連絡会議を企画し、組織体制を構築できるよう支援します。	福祉関係団体同士の連携や支援につながる連絡会の組織化へ向けた会議を開催します。

指標・目標

取組	指標	現 状	目 標
		平成 30 年度	令和 6 年度
福祉関係団体連絡会議の推進	参加団体数	—	40団体



基本目標3：支え合いの仕組みづくり

(1) 地域を担う人材の育成

■現状

- ・ 少子高齢化や核家族化により、地域で支援を必要とする人が増加する一方で、青年期や壮年期の人口減少により、専ら支援をする側の人手不足が深刻になっています。
- ・ アンケート結果において、ボランティア活動に「参加していない」と回答した87%の人のうち、「今後は参加してみたい」と回答した人が5割を超えています。この人たちを具体的な活動に結ぶための施策が重要です。

■計画の方針

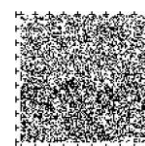
- ・ 地域で得意分野をもつ人を発掘し、これからの地域を担う人材として育成を図ります。
- ・ 地域の組織に属していない人が、新たに活動に参加しやすい仕組みづくりを進めます。

■市の取組

主な取組	事業内容	担当課・所
自分の得意分野における活動の企画、呼びかけ	市民が講師になった「さかど市民塾」を実施し、講師が「教える生きがい」を持ちながら、併せて市民に学習機会を提供します。	社会教育課

指標・目標

取組	指標	現状	目標	担当課・所
		平成30年度	令和6年度	
自分の得意分野における活動の企画、呼びかけ	さかど市民塾の受講者数	170人	220人	社会教育課



■社会福祉協議会活動計画の方針

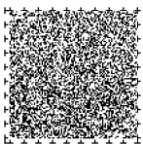
- ・認知症高齢者の増加など、今後顕在化が予測される問題に対応可能な人材の確保と職員の専門性の向上に努めます。

■社会福祉協議会の取組

実施事業名	事業内容	方向性
地域福祉講座等の開催	地域福祉の理解及び認識を深めることを目的として各種関連講座を開催し、市民の地域福祉への関心を高めるとともに意識向上に努めます。	新たな参加者を得るために、講座の周知方法について工夫します。
福祉教育・ボランティア学習研修会の実施	教育委員会と連携し、福祉・教育の分野を超えた関係者を募り、福祉教育の取組についての共通理解を目的に体験学習等を実施し、福祉教育ボランティアの理解に努めます。	一般の人の参加を多く得るため、周知方法を工夫します。
社会福祉協議会専門職員の人材育成	専門性が高く、地域に根ざした福祉人材の育成のため、社会福祉士等の資格取得への支援を行い、専門職の資質向上に努めます。	職員の資質向上のため、自己啓発に対する支援制度について周知し、制度の活用を促します。

指標・目標

取組	指標	現 状	目 標
		平成30年度	令和6年度
福祉教育・ボランティア学習研修会の実施	研修会参加者数	90人	110人



(2) 地域ネットワークの強化

■現状

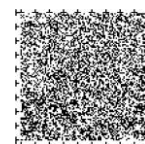
- ・地域では、さりげない見守り活動の重要性が理解され実施されていますが、誰を見守りしたらよいのか、情報がないとの指摘があります。個人情報尊重しながらも、必要な情報共有が求められています。
- ・市民くらし安心カードを配布し、そのカードに記載された情報を基に民生委員・児童委員が見守り活動を行います。また、災害時や緊急時には親族等の緊急連絡先を知るツールとなります。
- ・自殺対策には精神保健的な視点だけでなく、社会的視点を包含するような取組が重要であるため、様々な分野で展開されているネットワーク等との連携強化が必要です。

■計画の方針

- ・地域での課題の早期解決のために、地域における日頃からのさりげない見守り活動によって得られる「異変」への気づきを、直ちに適切な解決手段をもった組織につなげるネットワークが十分に機能する仕組みを整えます。
- ・市内全世帯を対象に民生委員・児童委員による市民くらし安心カードの配布・回収を行い、カードに記載された情報を基に見守り活動を実施します。

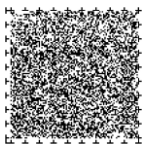
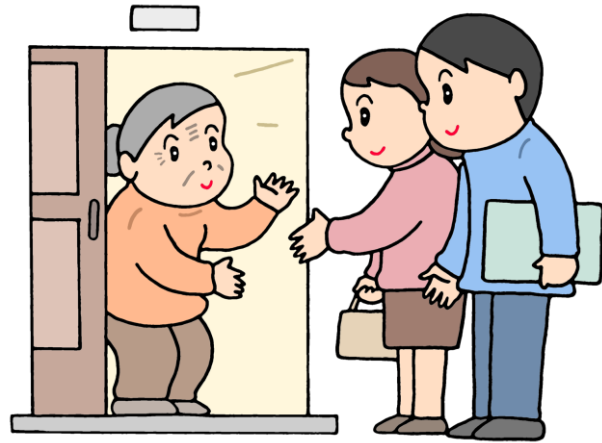
■市の取組

主な取組	事業内容	担当課・所
坂戸市見守りネットワークの充実	異変や虐待が疑われる対象者が、安心して生活を送ることができる地域を形成することを目的とした坂戸市見守りネットワークの充実を図ります。 【高齢者福祉計画・介護保険事業計画】 【障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画】	高齢者福祉課 障害者福祉課 福祉総務課 市民健康センター
民生委員・児童委員による見守り活動の支援	市民くらし安心カードを作成・提供し、民生委員・児童委員による見守り活動を支援します。	福祉総務課
いのち支える自殺対策計画の推進	誰も自殺に追い込まれることのないまちを目指し、包括的な自殺対策を計画的に推進します。 【いのち支える自殺対策計画】	市民健康センター



指標・目標

取組	指標	現 状	目 標	担当課・所
		平成 30 年度	令和 6 年度	
坂戸市見守りネットワークの充実	見守りネットワークの登録団体数	18関係団体 91協力団体	20関係団体 100協力団体	高齢者福祉課
民生委員・児童委員による見守り活動の支援	民生委員・児童委員による訪問日数 (年間延べ日数)	22,617日	継続	福祉総務課



■社会福祉協議会活動計画の方針

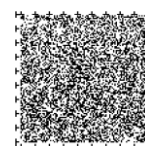
- ・より効果的な社会福祉協議会活動を実現するために、行政・関係機関・団体・施設等を結ぶネットワークの構築・強化を進めます。
- ・地域で支援を必要とする人や家族が同じ悩みや問題を抱えた人とつながり、孤立感が解消されるよう支援を行います。

■社会福祉協議会の取組

実施事業名	事業内容	方向性
地区別社会福祉協議会説明会の実施	市内各地区で毎年度社協事業の説明会を実施し、社協事業の理解の向上に努めるとともに、福祉委員とのネットワーク体制を構築します。	地域課題について協議し、ネットワークを強化できる会議を開催します。
各関係機関開催会議への積極的な参加	坂戸市障害者等地域総合支援協議会、坂戸市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク会議等へ参加し、各関係機関との連携を図ります。	各種専門機関と連携を図り、ネットワーク体制を充実します。
市役所関係課との連絡調整の充実	市役所関係課と連絡調整を密にし、現状や課題を共通認識し、横断的に連携できる体制を整え、ネットワークの充実に努めます。	現状や課題を整理し、定期的な会議により、諸問題への解決に取り組みます。

指標・目標

取組	指標	現状	目標
		平成30年度	令和6年度
地区別社会福祉協議会説明会の実施	説明会参加者数	157人	201人



(3) ボランティア活動への支援の充実

■現状

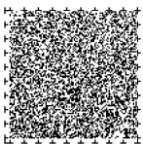
- ・アンケート調査結果において、現在「ボランティア活動に参加している」は10.8%で、平成26年の調査から13.5ポイント減少しました。
- ・今後市に求める施策として「ボランティア活動の支援」は5.6%で、割合としては高くありません。
- ・買物に行くことに問題を抱えた人への支援など、地域における福祉事業は、多くがボランティアやNPO法人等に支えられており、これからの地域福祉の推進には、欠かせないものとなっています。

■計画の方針

- ・ボランティア活動を効果的に推進するために、市と市社会福祉協議会の連携強化を図ります。
- ・ボランティア活動の活性化のために、市民に対しボランティア活動や市民活動の内容についての周知を広く行い、市民のボランティアに関する関心を高め、同時に活動に参加しやすい環境づくりを支援します。
- ・地域福祉を担う人材育成のために、各種の養成講座について内容の充実を図ります。
- ・専門的な知識をもった人が、その知識や技能を活かすことができるよう、活動情報の提供などを行います。
- ・ボランティア活動を行っている団体等に対して、スキルの向上や団体活動の市民への周知等の支援を行います。
- ・ボランティア団体間の交流や連携の円滑化を進めるため、ボランティア活動拠点の充実を図ります。

■市の取組

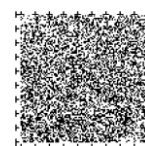
主な取組	事業内容	担当課・所
老人クラブ連合会、各単位老人クラブによる地域貢献活動への支援	老人クラブ連合会、各単位老人クラブによる登下校時の見守りや地域のパトロール、清掃活動、交通安全教室等の地域活動に対して補助金を交付するなどの支援を行います。	高齢者福祉課



花いっぱい活動への支援	花の栽培温室を拠点に花苗を育成し、市民花壇へ配付します。	環境政策課
公民館、地域交流センター活動の活性化	＜社会教育課＞ 各学習事業を実施し、参加者相互の人間関係や地域住民との交流を深めます。 ＜公民館・入西地域交流センター＞ 講座・教室・貸館を通じた参加者の健康増進や仲間づくり、連帯意識の育成に貢献します。	社会教育課 公民館 入西地域交流センター
学校応援団の活動内容の発信	学校便り等を利用して学校応援団の活動内容を家庭・地域に発信します。	学校教育課
放課後子ども教室スタッフの情報交換への支援	放課後子ども教室では、スタッフ会議を定期的に行い、スタッフ相互の情報交換を通じて支援に努めます。	社会教育課
交流イベント等の充実	市民、障害のある人、ボランティア団体とイベントでの交流を通じて、福祉の理解と意識の向上に努めます。 【障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画】	障害者福祉課
広報紙、ホームページ等による情報発信	さまざまな情報提供ツールを活用し、行政情報等の発信に努めます。	広報広聴課
市民活動団体への支援体制の充実	市民活動に関するさまざまな情報の収集を行うとともに、市民及び活動団体への発信を通じて情報の共有を図ります。	市民生活課
市民活動支援施設の管理・運営	市民活動・交流コーナー（入西地域交流センター内）にて、市民活動に関するさまざまな情報を発信します。	市民生活課

指標・目標

取組	指標	現状	目標	担当課・所
		平成30年度	令和6年度	
老人クラブ連合会、各単位老人クラブによる地域貢献活動への支援	活動件数	4,061件	4,200件	高齢者福祉課

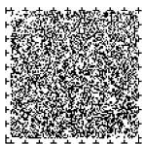


■社会福祉協議会活動計画の方針

- ・ボランティア活動を行う市民を支援するため、「さかどボランティア・市民活動センター」を運営するとともに、各種の講座や研修会を実施します。
- ・円滑なボランティア活動実現のために必要な情報提供や連絡調整等を行い、活動しやすい環境整備に努めます。
- ・市民が気軽にボランティア活動や福祉活動に参加できるよう、情報の提供と活動の場（ボランティアビューロー）の整備を進めます。

■社会福祉協議会の取組

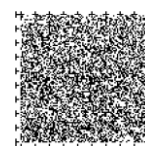
実施事業名	事業内容	方向性
プラットフォーム構築事業	ボランティア関係者のネットワークを形成するため、課題研究や情報提供・研究を進める場を設け、活動の活性化を図ります。	ボランティアのネットワークの推進を図り、より活動しやすい環境を整えます。
情報発信・情報提供の充実	さかどボランティア・市民活動センターだよりを発行し、タイムリーな情報を発信し、市民に広く周知を行い、ボランティアへの参加を促進します。	最新情報の発信に努めるとともに、より興味をひくセンターだよりを発行します。
ボランティア養成研修事業の実施	市受託事業も含め、各種関連講座を開催し、市民のボランティア意識の向上に努めます。	ボランティア講座・視覚障害者支援講座等を開催します。
広報紙・ホームページ等での情報発信	高齢者や障害のある人等、地域住民にあった情報発信手段に対応し、広報紙面の工夫をはじめ、最新の情報発信に努めます。	誰もが見やすい広報紙・ホームページに改善するとともに、ホームページのモバイル版の充実を図ります。
交流イベント等の開催	福祉に関わる人々が一堂に会し、市民の福祉に対する理解を深めボランティア活動への参加機会を提供し、みんなでつくる福祉のまちづくりを目指します。	市民の関心を引きつけるような工夫を凝らしたイベントの開催を検討し、実施できるよう努めます。
ボランティア体験プログラム事業の実施	多くの方が参加できるプログラムを企画し、ボランティア活動への意欲や興味を促し、実践活動へつながる機会を提供します。	受入れ施設等と調整し、一人でも多くの方が参加しやすいプログラムの企画に努めます。



ボランティアコーディネーターの設置	ボランティア活動に必要な情報の提供や相談・助言等の支援を行うため専門職としてコーディネーターを設置し活動を支援します。	ボランティア活動を進めるための連絡調整や、活動の相談を行うコーディネーターを設置します。
ボランティアアドバイザーの設置	ボランティア活動に関する日常的な相談、助言、きっかけづくり等を支援し、活動しやすい環境を整えるように努めます。	ボランティア実践活動者をアドバイザーとし、活動の経験を活かした相談・助言をします。
ボランティア活動促進事業の実施	ボランティア活動をしている団体や個人に対して、活動の充実を図るため情報提供に努めます。	ボランティア情報コーナーを確保し、円滑な活動が進められるよう必要な情報を発信します。
ボランティア活動資機材の充実	ボランティア活動に必要な資機材を整備し、その貸出を行い、活動強化を図り、活動への支援に努めます。	活動に必要な資機材等を整備し、活動強化を図ります。
ボランティア活動拠点の開拓	ボランティアの活動拠点となる場所を確保し、出張ボランティアサロンの実施を推進します。	市民が気軽に活動できる場所を確保できるよう、関係機関等と調整を行います。
ボランティアビューローの充実	ボランティア活動の拠点となるビューローを、活動しやすい環境となるよう整備します。	ボランティアビューローに設置する資機材の充実に努め、活動しやすい環境を整えます。

指標・目標

取組	指標	現状	目標
		平成30年度	令和6年度
ボランティア体験プログラム事業の実施	プログラム参加者数	207人	300人



基本目標4：安全・安心の暮らしの実現

(1) 一人ひとりの人権の尊重

■現状

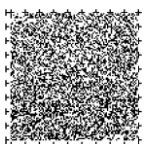
- 子どもや高齢者、障害者等、社会的な弱者への虐待が深刻な問題となっており、そうした人権侵害が起こらない社会の構築や、虐待を受けた人の保護が求められています。

■計画の方針

- 虐待やDVなどの未然防止や、起きてしまったときに早期の発見と対応を可能とするため、行政と福祉施設、民生委員・児童委員、警察、消防、保育・教育機関、保健・福祉・医療機関との連携を強化します。
- 地域において「異変」がすばやくキャッチされるよう、日常的なさりげない見守り体制の充実を図ります。

■市の取組

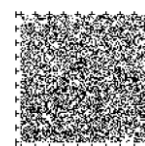
主な取組	事業内容	担当課・所
人権啓発の推進	啓発資料等の作成や配布など人権啓発活動を積極的に推進します。	人権推進課
人権相談の実施	人権擁護委員による人権相談を実施するとともに人権に関する相談窓口の周知に努めます。	人権推進課
人権教育の推進	【学校教育課】 担当者が参加する人権にかかわる研修会等の内容を各校で周知します。 【社会教育課・公民館・入西地域交流センター】 公民館や地域交流センターにおいて人権講座を開催し、人権意識の高揚を図ります。	学校教育課 社会教育課 公民館 入西地域交流センター
児童虐待等の防止事業の推進	要保護児童対策地域協議会を核として関係機関と連携を図り、児童虐待等の防止、早期発見、支援に努めます。また、児童虐待防止のための啓発活動を実施します。 【子ども・子育て支援事業計画】	子育て支援課



高齢者虐待防止事業の推進	市と地域包括支援センターが連携し、住民、民生委員・児童委員、介護保険事業者等からの高齢者虐待に関する相談・支援を行います。また、研修やパンフレット等による周知により高齢者虐待防止を図ります。 【高齢者福祉計画・介護保険事業計画】	高齢者福祉課
障害者虐待防止体制の充実	虐待の防止及び早期発見、早期支援に努めるとともに、関係機関と連携し虐待防止の体制の充実・強化を図ります。 【障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画】	障害者福祉課
市民後見人の養成・支援	判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、地域の身近な存在として市民が後見活動を行う「市民後見人」について、坂戸市社会福祉協議会と連携し、養成及び支援を行います。 【障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画】	高齢者福祉課 障害者福祉課

指標・目標

取組	指標	現 状	目 標	担当課・所
		平成30年度	令和6年度	
人権教育の推進	人権講座実施回数及び参加人数 (公民館等人権講座)	31回 1,344人	36回 1,440人	社会教育課



■社会福祉協議会活動計画の方針

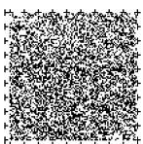
- ・社会福祉への理解と関心を高めるため、地域や学校を対象とした福祉教育・ボランティア体験学習等に取り組みます。

■社会福祉協議会の取組

実施事業名	事業内容	方向性
福祉教育の推進	小・中・高等学校が取り組む福祉教育に対し、福祉用具の貸与や情報提供等を行い、「福祉教育・ボランティア学習推進の手引き」などを活用し学校での福祉教育の推進を図ります。	「福祉のこころ」を育むため、学校における福祉教育の推進を図り、誰もが相手の立場に立って考える機会が持てるよう地域住民の理解を促進します。

指標・目標

取組	指標	現 状	目 標
		平成 30 年度	令和 6 年度
福祉教育の推進	福祉教育に取り組む学校数	17校	22校



(2) バリアのないまちづくり

■現状

- 集会所も含め、公共施設のバリアフリー化が不十分との指摘がされています。
- 空間的なバリアフリーに加え、お互いに理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合う「バリアフリー」も求められています。
- 罪を犯した人が生活の安定を得られ、再犯の防止につながるよう、啓発活動を行っています。

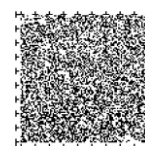
■計画の方針

- 公共施設や公園等に対し、市のバリアフリー化の基本方針に基づいたバリアフリー化を推進し、ユニバーサルデザイン化されたまちづくりを推進します。
- 心のバリアフリーを実現し、共生社会づくりを進めるため、学校現場におけるインクルーシブ教育（※）を推進します。

※インクルーシブ教育とは、障害の有無によらず、誰もが地域の学校で学べる教育のこと。

■市の取組

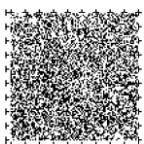
主な取組	事業内容	担当課・所
ユニバーサルデザインによる整備の推進	市の基本方針に基づき、年齢、性別、障害の有無に関わらず、人が利用しやすいまち、施設、物（製品）、環境、サービス等をつくろうとする考え方を推進します。	政策企画課
公共交通のバリアフリー化推進	鉄道関連施設については、関係機関と連携して、内方線付き点状ブロックの整備を推進します。	交通対策課
歩道における放置自転車の改善	放置自転車禁止区域内において、放置自転車防止に関する啓発活動を毎日行うとともに、定期的に放置自転車の撤去を実施します。	交通対策課
安全に配慮した道路整備や歩道整備の推進	まちづくりの根幹をなす都市計画道路の整備を推進するとともに、地域の生活道路や歩道の整備を進め歩行者の安全確保を図ります。	道路河川課



男女共同参画に関する啓発事業の実施	男女共同参画を推進するため、啓発活動を推進するとともに、講座等を開催します。 【男女共同参画プラン】	人権推進課
こころのバリアフリーを育む交流及び共同学習の推進	共生社会の実現のためのインクルーシブ教育を推進するとともに、障害の有無にかかわらず共に学ぶ場を設けます。	学校教育課
外国人同士及び日本人との交流の推進	外国人住民にとっても暮らしやすいまちづくりを推進するため、市民との協働で日本語教室や交流事業などの多文化共生事業を実施します。	市民生活課
障害のある人への理解促進と交流の推進	障害者スポーツ大会等を実施し、参加者相互の交流を深めるほか、障害のある人への理解促進に努めます。 【障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画】	スポーツ推進課 障害者福祉課
障害のある人に対する理解を深めるための啓発事業の実施	障害者週間等において、関係団体などの協力を得て各種啓発を行うなど、心のバリアフリーの推進を図るための啓発事業を実施します。 【障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画】	障害者福祉課
再犯防止等の推進	罪を犯した人が地域で安定した生活を送ることができるよう、更生保護に携わる保護司会、更生保護女性会などの活動を支援し、再犯の防止等を推進します。	福祉総務課

指標・目標

取組	指標	現 状	目 標	担当課・所
		平成 30 年度	令和 6 年度	
再犯防止等の推進	保護司の充足率	80%	100%	福祉総務課



■社会福祉協議会活動計画の方針

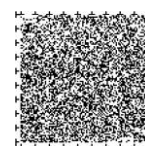
- ・市民誰もが安心して暮らせる坂戸市を目指し、高齢者や障害者への理解を深める啓発活動を推進します。

■社会福祉協議会の取組

実施事業名	事業内容	方向性
啓発の充実	広報紙「はんどとのはんど」や各種講座などにより、高齢者や障害のある人への理解が深められ、誰もが安心して生活できるバリアのないまちづくりの実現を目指します。	広報紙や各種講座などにより、誰もが地域で安心して暮らせるまちづくりへの理解促進を図ります。

指標・目標

取組	指標	現 状	目 標
		平成30年度	令和6年度
啓発の充実	高齢者や障害のある人への理解のための周知	実施	実施



(3) 避難行動要支援者への支援

■現状

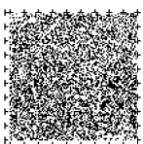
- ・介護保険サービスの利用に係る要介護及び要支援認定者と障害者手帳取得者については、申請によらず「避難行動要支援者名簿」に自動登録され、災害が発生した際は、公民館、消防等に名簿を提供し、安否確認や避難行動の支援に活用する体制を整えています。
- ・上記名簿登録者のうち、第三者による避難行動の支援を希望する場合は、申請により「避難行動被支援希望者登録台帳」に登録されます。台帳情報は、随時更新され、災害に備えて毎年開催している「地域防災拠点会議」において、区・自治会長、自主防災会長、民生委員・児童委員へ情報提供されます。

■計画の方針

- ・避難行動被支援希望者支援計画に基づき、災害発生時に、区・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、安否確認協力者の協力を得ながら、公民館、地域交流センター、警察、消防、社会福祉協議会が連携する避難支援体制の充実を図ります。
- ・市民くらし安心カードを基に、区・自治会、自主防災組織代表者、民生委員・児童委員、市の4者が情報を共有し、災害時に備えた支援体制づくりを確実なものとしします。

■市の取組

主な取組	事業内容	担当課・所
避難行動要支援者支援のためのネットワークづくり	避難行動要支援者名簿を作成・更新し、災害時における避難行動支援体制のネットワークづくりを進めます。 【坂戸市避難行動要支援者支援全体計画】 【障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画】	防災安全課 高齢者福祉課 障害者福祉課



指標・目標

取組	指標	現 状	目 標	担当課・所
		平成 30 年度	令和 6 年度	
避難行動要支援者支援のためのネットワークづくり	避難行動被支援希望者登録台帳新規登録者数	1,616人	1,700人	防災安全課

■社会福祉協議会活動計画の方針

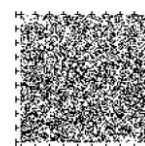
- ・高齢者や障害者、妊産婦や子どもなど、災害弱者となりがちな人が、その時に必要な支援が得られるよう、福祉関係者と調整し情報提供等による支援を行います。

■社会福祉協議会の取組

実施事業名	事業内容	方向性
避難行動要支援者への支援	高齢者や障害のある人などの避難行動要支援者が、災害時に安心できるよう、情報提供等の支援を行います。	避難行動要支援者への支援体制を整えるため、市内福祉関係者間で調整を図ります。

指標・目標

取組	指標	現 状	目 標
		平成 30 年度	令和 6 年度
避難行動要支援者への支援	市内福祉関係者間の連携	実施	実施



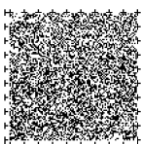
(4) 地域の防災・防犯体制の充実

■現状

- アンケート調査で、今後市に求める施策として「消防などの防災体制の充実」との回答は7.0%に留まります。
- 高齢者を狙った特殊詐欺は依然として全国で発生しており、その被害額も高止まりしています。

■計画の方針

- 坂戸市自主防災組織連絡協議会の活動を支援し、防災意識の再度の高揚につなげるとともに、自主防災組織づくりが必要な地域への支援を行います。
- 交通事故や犯罪を防止するために、地域住民によるパトロールなどの交通安全や防犯などの活動を促進します。
- 犯罪の発生を未然に防止するため、情報の共有化を進め、地域ぐるみの防犯活動を促進します。
- 令和元年に発生した令和元年東日本台風による水害から得た教訓を、地域の防災体制を改善・強化するために活かします。

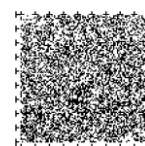


■市の取組

主な取組	事業内容	担当課・所
防犯に関する適切な情報提供	警察等からの情報を受け、ホームページ、メール配信、防災行政無線を通じて防犯情報の提供を行います。	防災安全課
自主防犯パトロール活動団体への支援	自主防犯パトロール活動団体にベストや帽子、のぼり旗等の資材の提供を行います。	防災安全課
警察、消防など関係機関との協力	地域への適切な情報提供のための情報の共有と、協力してパトロールや啓発キャンペーン等を行います。	防災安全課
安全ボランティアによる見守り活動の実施	登下校時等に、安全ボランティアによる見守り活動を実施します。	学校教育課
子どもの安全確保の推進	安全・安心（環境浄化）パトロールやこども110番及び青少年健全育成推進制度等を通じて登下校時の安全確保と深夜徘徊の抑止に努めます。	社会教育課
民生委員・児童委員による高齢者見守り活動の実施	民生委員・児童委員による「お達者訪問」活動において、金融商品詐欺や振り込め詐欺による被害の防止、交通事故防止の呼びかけなどを実施します。	福祉総務課
空き家等の適正管理の推進	管理不全な空き家等の所有者等に対し、適正に管理するよう助言・指導等に努めます。	住宅政策課

指標・目標

取組	指標	現状	目標	担当課・所
		平成30年度	令和6年度	
民生委員・児童委員による高齢者見守り活動の実施	「お達者訪問」世帯数	25,377世帯	継続	福祉総務課



■社会福祉協議会活動計画の方針

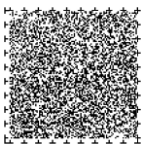
- ・大規模な災害発生時には、社会福祉協議会内に「災害ボランティアセンター」を設置し必要な支援体制がとれるよう、平時における研修・訓練を実施します。

■社会福祉協議会の取組

実施事業名	事業内容	方向性
災害への備え・災害ボランティアセンター設置訓練事業の実施	市災害対策本部と連携し、災害発生時に「災害ボランティアセンター」を立ち上げ、ボランティアの拠点となる体制を整えるよう推進します。 大規模災害を想定した坂戸市総合防災訓練において「災害ボランティアセンター」として活動することで、市民に活動内容を理解していただくとともに、救援体制の強化を図ります。	「災害ボランティアセンター設置訓練」を実施し、災害発生時の対応訓練や、センターに必要な資機材を備えます。

指標・目標

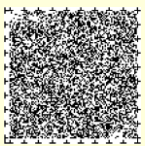
取組	指標	現状	目標
		平成30年度	令和6年度
災害への備え・災害ボランティアセンター設置訓練事業の実施	設置訓練参加者数	— (雨天中止)	50人



第5章 計画の目標と推進体制

1. 計画の目標
2. 計画の推進体制
3. 計画の公表





第5章 計画の目標と推進体制

1. 計画の目標

社会福祉法の改正により、地域福祉計画に掲げる事項として、新たに地域福祉計画に、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」が規定されたことを踏まえ、第3期計画では、設定する4つの基本目標につながる施策と、高齢者、障害者、子ども・子育て家庭などに向けた個別の福祉計画との連携を明確にし、それぞれの計画の目標と本計画の目標の整合を図っていきます。また、個別計画の改訂・見直しの際には、本計画を参照されるべき福祉に関する上位計画として位置付けていきます。

2. 計画の推進体制

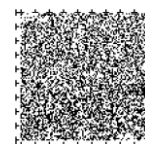
(1) 市民参加の推進体制

地域福祉を推進していくためには、市民と行政の深い相互理解が重要となります。そのため、地域福祉計画・地域福祉活動計画、地域福祉に関する情報を広報紙や市ホームページなど多様な媒体を通じて広く市民への周知を図ります。

また、本計画の進行状況については、公募市民を委員に含む坂戸市地域福祉計画審議会に定期的に報告し、その進行を管理していきます。

(2) 庁内の推進体制

本計画を通じた地域生活課題を抱える市民への包括的支援を効果的に推進するため、福祉、保健を含む庁内の部局を横断的につないだ地域福祉計画庁内策定・推進会議において情報共有と計画の進行状況の報告・管理を行っていきます。

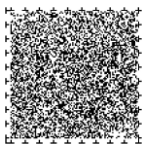


(3) 社会福祉協議会の推進体制

坂戸市社会福祉協議会においては、社会福祉協議会内に設置している「坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定・推進委員会」において具体的な施策の進行管理を行っていきます。

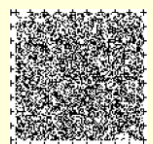
3. 計画の公表

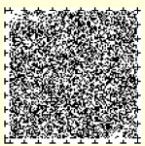
一人ひとりの市民が地域福祉の考え方や方向性、活動の内容を理解し、「地域共生社会」の実現に向け取り組むことができるようにするため、本計画及び計画の進捗状況については、広報紙や市のホームページ等においてその内容を公表し、幅広く周知をしていきます。



資料編

1. 坂戸市地域福祉計画（第3期）の策定経過
2. 市民コメント結果
3. 坂戸市地域福祉計画審議会
4. 諮問書
5. 答申書
6. 坂戸市地域福祉計画庁内策定・推
進会議設置要領
7. 坂戸市社会福祉協議会地域福祉活
動計画（第3期）の策定経過
8. 坂戸市社会福祉協議会地域福祉活
動計画策定・推進委員会
9. 報告書

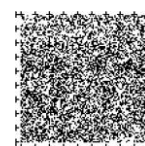




資料編

1. 坂戸市地域福祉計画（第3期）の策定経過

開催日	会議名等	内容
平成30年12月20日 ～平成31年2月27日	地区別懇談会 (地域ミーティング)	地域の課題について
1月30日	第2回坂戸市地域福祉 計画審議会	(1)諮問書手交 (2)坂戸市地域福祉計画（第3期）について
4月1日～19日	市民アンケート調査	坂戸市地域福祉に関するアンケート調査
令和元年6月27日	第1回坂戸市地域福祉 計画審議会	坂戸市地域福祉計画（第3期）の策定状況について
7月26日	第1回坂戸市地域福祉 計画庁内策定・推進会 議、ワーキングチーム・ メンバー会議	坂戸市地域福祉計画（第3期）の策定について
6月21日～ 8月29日	地区別懇談会 (地域ミーティング等)	坂戸市地域福祉計画（第3期）・坂戸市社会福祉協 議会地域福祉活動計画（第3期）の策定について
9月27日	第2回坂戸市地域福祉 計画審議会	坂戸市地域福祉計画（第3期）の策定状況について
11月18日	第3回坂戸市地域福祉 計画審議会	坂戸市地域福祉計画（第3期）・坂戸市社会福祉協 議会地域福祉活動計画（第3期）（素案）について
12月10日～ 令和2年1月9日	市民コメント	坂戸市地域福祉計画（第3期）・坂戸市社会福祉協 議会地域福祉活動計画（第3期）素案意見・提案募集
1月23日	第2回坂戸市地域福祉 計画庁内策定・推進会議 (ワーキングチーム・メ ンバー)	坂戸市地域福祉計画（第3期）市民コメントの回答に ついて
2月3日	第4回坂戸市地域福祉 計画審議会	(1)坂戸市地域福祉計画（第3期）市民コメント結果 について (2)坂戸市地域福祉計画（第3期）（案）について
2月26日	第5回坂戸市地域福祉 計画審議会	答申書手交



2. 市民コメント結果

坂戸市地域福祉計画、坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画の策定にあたり、計画案を公表し、広く市民の意見を募集しました。

1 意見応募期間

令和元年12月10日（火）～令和2年1月9日（木）

2 応募資格

市内在住、在勤、在学者

3 市民への周知

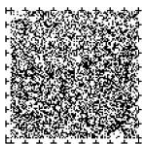
12月1日号広報さかど及び市ホームページに掲載し周知を図りました。

4 素案、応募用紙及び応募箱設置場所

福祉総務課、市政情報コーナー、坂戸市福祉センター、各公民館・出張所、入西地域交流センター、中央図書館、健康増進施設サンテさかど、市民総合運動公園、市民健康センターの計18か所に素案、応募箱を設置しました。

5 募集結果

市民コメント応募 3人 意見数 8件



3. 坂戸市地域福祉計画審議会

(1) 坂戸市地域福祉計画審議会条例

平成26年12月19日
条例第41号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく坂戸市地域福祉計画の策定及びその推進に関する事項を審議するため、坂戸市地域福祉計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、坂戸市地域福祉計画の策定及び推進に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 社会福祉、医療又は保健に関する職務に従事する者
- (4) 市民の代表者
- (5) 公募に応じた市民

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

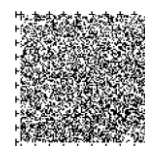
(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年坂戸町条例第15号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

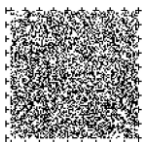


(2) 坂戸市地域福祉計画審議会委員名簿

(敬称略)

No.	区 分	所属機関・団体	氏 名
1	学識経験者	城西大学	于 洋
2	関係団体 の代表者	坂戸市民生委員・児童委員協議会連合会	◎佐藤 和恵
3		坂戸市障害者団体連絡会	笠松 ひろ子
4	社会福祉、医療 又は保健に 関する職務に 従事する者	坂戸市社会福祉協議会	○恒川 勝 (～R1.6.20)
			○新井 勇 (R1.6.27～)
5		坂戸市介護保険事業者連絡会	戸井田 有紀
6	市民の代表者	彩の国福祉教育・ボランティア学習推進員 ネットワーク(あったかウェルねっと)	須田 正子
7		坂戸市ボランティア連絡会	菊池 里江子
8		坂戸市区長会	星 光男
9		坂戸市老人クラブ連合会	水村 義篤
10		坂戸市自主防災組織連絡協議会	小林 榮次
11		坂戸市商工会	新井 誠
12		坂戸市PTA連合会	千葉 建太 (～R1.5.11)
			斎藤 謙介 (R1.6.27～)
13		坂戸市民生委員・児童委員協議会連合会 (主任児童委員)	稲垣 裕己 (～R1.11.30)
			宇津木 敏子 (R2.2.3～)
14	公募市民	—	関根 幸枝
15		—	丹藤 光男

◎：会長 ○：副会長



4. 諮問書

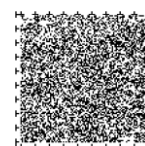
坂 福 発 第 5 4 号
平成31年1月30日

坂戸市地域福祉計画審議会会長 様

坂戸市長 石 川 清

坂戸市地域福祉計画（第3期）の策定について（諮問）

地域福祉の推進のため、坂戸市地域福祉計画（第3期）を策定するため、坂戸市地域福祉計画審議会条例第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。



5. 答申書

令和2年2月26日

坂戸市長 石川 清 様

坂戸市地域福祉計画審議会
会長 佐藤 和 恵

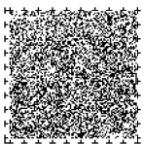
坂戸市地域福祉計画（第3期）の策定について（答申）

平成31年1月30日付け坂福発第54号により諮問のありました坂戸市地域福祉計画（第3期）（以下「坂戸市地域福祉計画（第3期）・坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画（第3期）」という。）の策定について、本審議会において慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

答 申

この度まとめられた、坂戸市地域福祉計画（第3期）・坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画（第3期）につきましては、誰もが住み慣れた地域で健やかに暮らすことができる社会の実現に向けて、地域の実情に沿った施策を実施する計画としておおむね適正なものであると認められます。

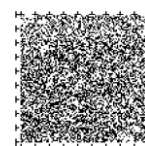
なお、本審議会における別紙意見・要望について配慮され、基本理念に掲げた「みんなが主役 誰もが幸せに暮らせる 支え合いのまち さかど」の実現に向けて各分野及び関係機関等との連携によって地域福祉の推進が図られますことを期待するものであります。



別紙

意見・要望

- 本計画の着実な推進に努め、本計画の進捗状況の把握を行い、公表するとともに、必要に応じて見直しを行うこと。
- 制度に変化が生じた場合は、計画の期間中であっても迅速に計画の見直しを図ること。
- 本計画に基づく施策、事業の推進及び見直しに当たっては、本市の地域の実情の把握に努めること。
- 今後関係各課等が個別計画を見直す際には、本計画の内容を反映すること。



6. 坂戸市地域福祉計画庁内策定・推進会議設置要領

(設置)

第1条 坂戸市地域福祉計画（以下「計画」という。）の円滑な策定・推進を図るため、坂戸市地域福祉計画庁内策定・推進会議（以下「庁内会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 庁内会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の素案の策定及び関係部署間の施策の連携・調整に関すること。
- (2) その他計画の策定・推進に関すること。

(組織)

第3条 庁内会議の会議は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

2 庁内会議に会長及び副会長を置き、会長は福祉部長の職にある者をもって充て、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、庁内会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 庁内会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、庁内会議に関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(ワーキングチーム)

第5条 庁内会議に、第2条の所掌事務の細目について調査及び研究を行うワーキングチームを置くことができる。

2 ワーキングチームは、別表第2に掲げる者をもって組織する。

3 ワーキングチームにチーム・リーダー及びチーム・メンバーを置く。

4 前項のチーム・リーダー及びチーム・メンバーは、別表第2に掲げる職にある者のうちから、庁内会議の会長が指名する者をもって充てる。

5 チーム・リーダーは、チームの事務を総理し、チームを代表する。

6 チーム・リーダーは、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

7 ワーキングチームは、必要に応じて部会を設置することができる。

(庶務)

第6条 庁内会議の庶務は、福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

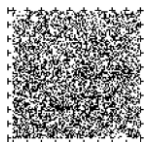
第7条 この要領に定めるもののほか庁内会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、決裁日から施行する。（平成21年市長決裁）

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。（令和元年7月4日市長決裁）

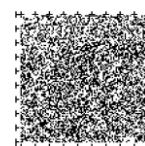


別表第1（第3条関係）

所 属	職
福 祉 部	部長、次長、福祉総務課長、子育て支援課長、 保育課長、高齢者福祉課長、障害者福祉課長
総 合 政 策 部	政策企画課長
総 務 部	防災安全課長、人権推進課長
市 民 健 康 部	市民生活課長、市民健康センター所長
環 境 産 業 部	環境政策課長、商工労政課長
都 市 整 備 部	都市計画課長、住宅政策課長
教 育 委 員 会 事 務 局	学校教育課長、社会教育課長
坂戸市社会福祉協議会	事務局長

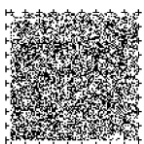
別表第2（第5条関係）

所 属	職
福 祉 総 務 課	課長、課長補佐又は係長
子 育 て 支 援 課	課長補佐又は係長
保 育 課	課長補佐又は係長
高 齢 者 福 祉 課	課長補佐又は係長
障 害 者 福 祉 課	課長補佐又は係長
政 策 企 画 課	課長補佐又は係長
防 災 安 全 課	課長補佐又は係長
人 権 推 進 課	課長補佐又は係長
市 民 生 活 課	課長補佐又は係長
市 民 健 康 セ ン タ ー	課長補佐又は係長
環 境 政 策 課	課長補佐又は係長
商 工 労 政 課	課長補佐又は係長
都 市 計 画 課	課長補佐又は係長
住 宅 政 策 課	課長補佐又は係長
学 校 教 育 課	課長補佐又は係長
社 会 教 育 課	課長補佐又は係長
坂戸市社会福祉協議会	事務局次長又は係長



7. 坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画（第3期）の策定経過

開催日	会議名等	内容
平成30年12月20日 ～平成31年2月27日	地区別懇談会 (地域ミーティング)	地域の課題について
令和元年6月27日	第1回地域福祉活動計画 策定・推進委員会	坂戸市地域福祉計画（第3期）・坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画（第3期）の策定について
6月21日～8月29日	地区別懇談会 (地域ミーティング等)	坂戸市地域福祉計画（第3期）・坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画（第3期）の策定について
9月27日	第2回地域福祉活動計画 策定・推進委員会	坂戸市地域福祉計画（第3期）・坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画（第3期）の策定について
11月28日	第3回地域福祉活動計画 策定・推進委員会	坂戸市地域福祉計画（第3期）・坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画（第3期）の策定について
令和2年2月3日	第4回地域福祉活動計画 策定・推進委員会	坂戸市地域福祉計画（第3期）・坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画（第3期）の策定について
3月6日	第5回地域福祉活動計画 策定・推進委員会	報告書手交



8. 坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定・推進委員会

(1) 坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定・推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 福祉のまちづくりを実現するための坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画(以下「計画」という。)を策定・推進することを目的に、社会福祉法人坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定・推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員)

第2条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、10名以内をもって構成する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 福祉専門機関及び団体の者
- (3) 社会福祉、医療または保健に関する職務に従事する者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故あるときは、その職務を代行する。

(委員会)

第5条 委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定
 - (2) 計画の進行管理
 - (3) その他会長が必要と認める事項
- 2 会議は委員長が招集し、その議長となる。
 - 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

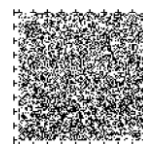
第6条 委員会の庶務は、坂戸市社会福祉協議会事務局において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年8月29日から施行する。
- 2 施行後最初の委員の任期については、第3条の規定にかかわらず、委嘱日から平成30年3月31日までとする。

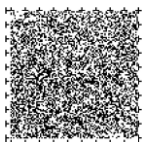


(2) 坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定・推進委員会委員名簿

(敬称略)

No.	区 分	所属機関・団体	氏 名
1	社会福祉、医療または保健に関する職務に従事する者	NPO法人ケアピーぷる	◎末森 克彦
2	社会福祉、医療または保健に関する職務に従事する者	NPO法人ぽてと to 地域福祉の会	河端 幸男
3	福祉専門機関及び団体の者	彩の国福祉教育・ボランティア学習推進員ネットワーク（あったかウェルねっと）	須田 正子
4	知識経験を有する者	社会福祉法人坂戸市社会福祉協議会（理事）	青木 繁
5	知識経験を有する者	特定非営利活動法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ（NALC）	飯田 康夫
6	社会福祉、医療または保健に関する職務に従事する者	社会福祉法人プラモウト・サークルクラブ 坂戸サークルホーム	○渡辺 恭一
7	福祉専門機関及び団体の者	坂戸市民生委員・児童委員協議会連合会（主任児童委員）	稲垣 裕己

◎：委員長 ○：副委員長



9. 報告書

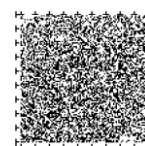
令和2年3月6日

社会福祉法人坂戸市社会福祉協議会
会長 新井 勇 様

地域福祉活動計画策定・推進委員会
委員長 末 森 克 彦

坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画（第3期）について（報告）

『坂戸市地域福祉計画（第2期）・坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画（第2期）』の計画期間の完了に伴い、次期計画について慎重に審議した結果、『坂戸市地域福祉計画（第3期）・坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画（第3期）』を策定しましたので、別添資料のとおり報告します。



坂戸市地域福祉計画(第3期)
坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画(第3期)

令和2年3月発行

発行:坂戸市・社会福祉法人坂戸市社会福祉協議会

編集:坂戸市福祉総務課・社会福祉法人坂戸市社会福祉協議会

■坂戸市役所

〒350-0292 埼玉県坂戸市千代田一丁目1番1号

TEL:049-283-1331(代表)

HP: <https://www.city.sakado.lg.jp/>

■社会福祉法人坂戸市社会福祉協議会

〒350-0212 埼玉県坂戸市石井 2327 番地 6

TEL:049-283-1597

HP: <http://sakadoshakyou.jp/>

